

環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室

室 長 小 岩 真



室 長 補 佐 山 本 千



係 員 柴 山 未



	第1 請求の趣旨に対する答弁	6
	第2 訴状の請求の原因に対する認否	6
	第3 気候変動に関する前提事情	53
	1 気候変動に関する科学的知見	53
5	(1) IPCCの概要・経緯（乙14・1頁参照）	53
	(2) IPCCによる報告書（乙14・1～2頁）	54
	(3) AR6の主要な知見	55
	2 気候変動に関する国際的な対応	58
	(1) 国連気候変動枠組条約（甲B1）	58
10	(2) 京都議定書（乙3）	59
	(3) パリ協定（乙2）及び日本の約束草案（INDC、乙9）	60
	3 日本における地球温暖化対策の基本方針	63
	(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）及び地球温暖化対策計画（温 対計画）	63
15	(2) 日本の削減目標等	64
	(3) 2025年温対計画（甲B5）	66
	4 日本の温室効果ガスの排出・吸収量	67
	第4 被告の主張	68
	1 はじめに	68
20	(1) 原告らの主張の概要	68
	(2) 国賠法1条1項の「違法」の意義等	69
	(3) 被告の主張の要旨	70
	2 国賠法上保護された権利又は利益の侵害があるとはいえないこと	70
25	(1) 権利又は法律上保護された利益の侵害がなければ国賠法上の違法を認める 余地がないこと	70
	(2) 原告らの主張する「生命・健康についての権利」について、公務員の職務	

	行為により侵害されたとはいえないこと	71
	(3) 原告らの主張する「成長発達権」について、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえず、その侵害があったともいえないこと	72
5	(4) 原告らの主張する「営業の自由」、「財産権」について、公務員の職務行為により侵害されたとはいえないこと	73
	(5) 原告らの主張する「環境権」について、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえないこと	74
	(6) 原告らの主張する「平穏生活権・気候享受権」について、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえず、その侵害があったともいえないこと .	75
10	(7) 小括	76
	3 被告（国）が国際法上又は国内法上の義務に違反したとはいえないこと .	77
	(1) はじめに	77
	(2) 国際法上、国際司法裁判所（I C J）の勧告的意見には法的拘束力がないこと.....	77
15	(3) 1. 5℃目標は、パリ協定上も、その後のC O P決定を踏まえても、努力目標であること	77
	(4) 国際法上、原告らの主張するような温室効果ガス排出削減義務が生じているとはいえないこと	79
	(5) 国際法上、温室効果ガス排出削減に関する国内措置の内容には各国の裁量が認められ、日本に温室効果ガス排出削減に関する国際法上の義務違反はないこと.....	85
20	(6) 国内法上、国内措置については、行政庁の裁量が認められ、現時点で更なる立法による具体化が求められているともいえず、温室効果ガス排出削減に関する国内法上の義務違反はないこと	89
25	4 2025年温対計画等の策定及び原告ら主張の各立法不作為のいずれについても、国賠法1条1項の適用上違法とはいえないこと	90

(1) 2025年温対計画等の策定について	90
(2) 原告ら主張の各立法不作為について	91
第5 結語及び相互保証に関する指摘	93

被告は、本書面において、2025年12月18日付け訴状（御庁令和7年（ワ）第36206号事件。以下、本書面においては、単に「訴状」という。）について、請求の趣旨に対する答弁（第1）及び請求の原因に対する認否（第2）を明らかにし、気候変動に関する前提事情（第3）を説明した上で、被告の主張（第4）を述べる。なお、最後に、結論を述べるとともに、相互保証に関する指摘を行う（第5）。

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 10 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする
と
を求める。

15

第2 訴状の請求の原因に対する認否

- 1 「第1章 本訴訟の概要」について
 - (1) 「第1 はじめに」について
 - ア 「1 気候正義」について
20 原告らの意見にわたる内容であり、認否の限りでない。
 - イ 「2 請求の概要」（柱書き）について
第1段落について、認否の限りでない。
第2段落について、争う。
 - (ア) 「（1）公権力の行使」について
25 認める。
 - (イ) 「（2）違法性」について

争う。

(ウ) 「(3) 損害」について

一般論として、気候変動により人体や自然環境に影響が生じ得ることは認め、その余は争う。

5 (2) 「第2 当事者」について

ア 「1 原告」について

原告ら個別の事情について、不知。

イ 「2 被告」について

第1文について、認める。

10 第2文について、否認又は争う。被告の主張は後記第4の3のとおりである。

(3) 「第3 訴状の構成」について

認否の限りでない。

2 「第2章 気候変動について」について

15 (1) 「第1 気候変動のメカニズム」について

ア 「1 気候変動とは」について

第1段落について、第1文は、1994年（平成6年）3月に「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下「国連気候変動枠組条約」という。）が発効したことは認め、日本が同年5月に同条約を「批准」したとする点は否認する。日本政府は、同条約について、1993年（平成5年）5月に受諾の閣議決定及び受諾書の寄託を行っている。第2文及び第3文は、
20 認める。

第2段落について、一般論の限度で認める。

第3段落について、第1文は、「人為起源の」地球温暖化は「近年の」気候変動を引き起こす主要な要因であるという趣旨であれば認める。第2文は、認否の限りでない。
25

イ 「2 気候変動のメカニズム」について

(7) 「(1) 温室効果の仕組み」について

第1段落について、「大気中の二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスが、太陽からの短波放射(可視光など)を透過させ」ることに特別な役割を果たすという趣旨であれば、その部分は否認し、その余は認める。
5 太陽からの短波放射は一般に大気を透過するものであり、その透過の可否に温室効果ガス(以下「GHG」ということがある。)は特別な役割を果たしていない。

第2段落について、認める。

10 第3段落について、「地球全体が余剰の熱を蓄積することとなって、過剰な」とする部分は多分に評価的であり認否が困難であるが、その余は認める。

(4) 「(2) 温室効果ガスの種類」について

図表1の「種類」欄に記載された温室効果ガスが存在すること、同図表の「特徴」欄の記載内容は認めるが、同図表中のその余の記載(数値等)は、文献により異なることから認否できない。
15

ウ 「3 人間の活動による気候変動」について

(7) 「(1) 気候変動に関する政府間パネル」について

第3段落について、各部会には各国からの研究者が執筆者、執筆協力者、査読者として「参加」しているとするのが正しい。その余はおおむね認める。
20

(4) 「(2) 第6次評価報告書」について

第1段落のうち、「温室効果ガスインベントリに関する2019年方法論報告書」が特別報告書であるとする点は、そのような事実がないため
25 否認し、その余は認める。

(4) 「(3) 人間の活動による気候変動」について

第1段落について、気候変動に関する政府間パネル(以下「IPCC」という。)の「IPCC第6次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約」(以下「AR6統合報告書要約」という。)A.1(甲A1・5頁)に「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がな」との記載があるという限度で認める。

第2段落について、「1850年～2020年までの間に」とする点は否認し、その余は認める。正しくは、「1850～1900年を基準として2011～2020年には」とである。

第3段落について、認める。

第4段落について、実際に生じた1.1℃の気温上昇については、自然変動やその他人為起源の影響も含まれた結果であり、その全てが温室効果ガスの人為的排出によって生じているものではないとの留保をした上で、おおむね認める。

第5段落について、実際に生じた気温上昇については、自然変動やその他人為起源の影響も含まれた結果であり、その全てが温室効果ガスの人為的排出によって生じているものではないとの留保をした上で、おおむね認める。

第6段落について、AR6統合報告書要約(甲A1)に記載がある限度で認める。

(2) 「第2 気候変動の影響・被害」について

ア 「1 様々な影響・被害」(柱書き)について

認否の限りでない。

(7) 「(1) 地表の温度の上昇による影響」について

国際連合広報センターのホームページ(原告らが訴状・17頁に掲げるもの。2026年〔令和8年〕8月閲覧。以下同じ。)に、温室効果ガスの濃度が上昇すると地表の温度が上昇すること、1980年代以降、

10年ごとの気温は直前の10年と比べて高くなっており、ほぼ全ての
陸地で猛暑日や熱波の増加がみられること、気温が高くなると暑さに関
する病気が増え屋外の労働が困難になること、気温が高い気候条件では、
山火事が発生しやすく急速に拡大しやすくなること、北極圏の気温は地
球の平均の少なくとも2倍のペースで上昇していることが記載されてい
るという限度で認める。

(4) 「(2) 海面上昇と海の温暖化」について

国際連合広報センターのホームページに、海の温暖化のペースは過去
20年間にわたり海の全ての水深レベルで大幅に増加してきたこと、水
温の上昇に伴って水は膨張するため、海が温暖化すると海水の体積が増
加すること、氷床が溶けることでも海面は上昇し沿岸地域と島のコミュ
ニティを脅かすこと、海には二酸化炭素（以下「CO₂」という。）を吸
収する働きがありその結果海の酸性化が進み、海洋生物とサンゴ礁が危
険にさらされていることが記載されているという限度で認める。

(5) 「(3) 暴風雨や集中豪雨」について

国際連合広報センターのホームページに、多くの地域で嵐の激しさが
増し発生する頻度が増えていること、気温の上昇は蒸発する水分を増加
させ、その結果、より激しい降雨と洪水をもたらす、より破壊的な嵐を
発生させること、熱帯性暴風雨の発生頻度と勢力は、海の温暖化にも影
響され、サイクロン、ハリケーン、台風は、海面の温水によって勢力を
増すこと、そのような嵐はしばしば家屋やコミュニティを破壊し、死者
が出たり、莫大な経済的損失をもたらしたりすることが記載されている
という限度で認める。

(6) 「(4) 干ばつ」について

国際連合広報センターのホームページに、気候変動により水資源に関
する状況が変化し、より水資源が不足している地域が増えていること、

農作物の収穫に影響をもたらす農地の干ばつのリスクや生態系をより脆弱にする生物環境の干ばつのリスクが高まっていること、干ばつは大陸の広範囲にわたって数十億トンの砂を運ぶ破壊的な砂嵐を引き起こす可能性があること、砂漠が拡大し、農作物を栽培できる土地が減少していること、現在多くの人々が常に十分な水を得られない危機に直面していることが記載されているという限度で認める。

(イ) 「(5) 食糧・食料の不足」について

国際連合広報センターのホームページに、気候変動と異常気象の増加は飢餓と栄養不足が世界的に増加している理由の一つであること、漁業、農業、牧畜が破壊されたり、生産高が低下したりする可能性があること、海の酸性化が進むにつれて数十億の人々に食料を供給している海洋資源が危険にさらされること、北極圏の多くの地域では雪と氷で覆われた範囲の変化により、牧畜、狩猟、漁業による食料供給が打撃を受けていること、放牧のための水と牧草地が減少することで生産高の低下を引き起こし、牧畜に悪影響を及ぼす可能性があることが記載されているという限度で認める。

(ロ) 「(6) 貧困と強制移住」について

国際連合広報センターのホームページに、気候変動により、人々が貧困に追いやられ貧困から抜け出せない要因が増えていること、洪水は都市のスラム街を押し流し家屋と生活を破壊する可能性があること、暑さは屋外の労働を困難にする可能性があること、水不足は収穫に影響する可能性があること、強制移住の多くは気候変動の影響による被害を最も受けやすいことが記載されているという限度で認める。

(ハ) 「(7) 健康リスク」について

国際連合広報センターのホームページに、気候変動は、人々の健康に対する重大な脅威であること、気候変動の影響は、大気汚染、病気、異

常気象、強制移住、メンタルヘルスを脅かすストレス、十分な食料を栽培又は採取できない場所で拡大する飢餓と栄養不足を通じて、健康に被害を及ぼしていることが記載されているという限度で認める。

イ 「2 影響・被害の特徴」(柱書き)について

5 認否の限りでない。

(ア) 「(1)すでに観測されている影響」について

原告らが述べる①～③について、甲A第1号証9頁(図表7)に、世界レベルで評価された「悪い影響」があるとの記載があることは認める。

10 ④生物多様性・生態系等については、図表7において、「気候に起因する変化を観測。影響の方向について世界全体の評価なし」とされている。

(イ) 「(2)最も脆弱な人々やシステムへの偏り」について

第1段落について、原告らの意見にわたる部分であり、認否の限りでない。

15 第2段落について、これに沿う内容が、甲A第5号証9頁に「確信度が高い」として記載されているという限度で認める。

第3段落について、おおむねこれに沿う内容が、甲A第5号証11～12頁に記載されているという限度で認める。なお、第1文については「確信度が高い」、第2文については「確信度が中程度」とされている。

(ウ) 「(3)地域間の不平等」について

20 第1段落について、おおむねこれに沿う内容が、甲A第5号証12～13頁に記載されているという限度で認める。なお、「気候変動に対する生態系及び人間の脆弱性は、地域間で大幅に異なることは「確信度が非常に高い」、その余は「確信度が高い」とされている。

25 第2段落について、原告らの意見にわたる部分であり、認否の限りでない。

(エ) 「(4)不可逆性」について

第1段落につき、甲A第5号証8頁に、「気候変動は、陸域生態系、淡水生態系、並びに沿岸及び外洋の海洋生態系において、重大な損害とま
すます不可逆的な損失を引き起こしている（確信度が高い）」と記載され
ているという限度で認める。

5 第2段落について、第1文及び第2文は、これに沿う内容が、甲A第
5号証8頁に記載されているという限度で認める。なお、「気候変動に起
因する種の絶滅が初めて報告されるなど、一部の損失は既に不可逆的で
ある」こと及び「永久凍土融解に起因する一部の山岳生態系（中略）に
おける変化」は「確信度が中程度」、その余は「確信度が高い」とされて
10 いる。

(カ) 「(5) 世代間の不平等」について

a 第1段落から第7段落まで（訴状・22～23頁）について、第1
段落第1文及び図表9が甲A第1号証9頁に記載されていることにつ
いては認める。その余は、甲A第1号証10頁に記載された限度で認
15 め、その余は不知又は争う。

なお、図表9（甲A1・9頁）は、正確には、1900年から20
20年に観測された世界平均気温及び2021年から2100年の間
に予測される世界平均気温の変化（1850年から1900年比）を
指摘して、気候が既にどのように変化しているか、今後3つの代表的
20 な世代の生涯にわたってどのように変化するかを示した図である。

b 第8段落以下（訴状・24～25頁）について、第8段落及び第9
段落に記載された数値が図表10（甲A3・18頁）にあることは認
め、その余は争う。

(3) 「第3 気候変動対策」について

25 ア 「1 不可逆的な変化の連鎖」について

第1段落について、IPCCの「1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅

威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関するIPCC特別報告書」（乙1。以下「1.5℃特別報告書」という。）に原告らの主張
5 に関連する記載があることは認める。なお、正確な記載は、「約0.5℃の地球温暖化について一部の気候及び気象の極端現象において原因特定された変化から得られる証拠は、現在と比べてさらに約0.5℃昇温すれば、これらの極端現象においてさらなる検出可能な変化を伴うという評価を支持する（確信度が中程度）」（乙1・10頁）というものである。

10 第2段落について、1.5℃特別報告書B.1～B.5（乙1・10～14頁）に記載されている限度で認める。

第3段落から第5段落までについて、おおむね原告らが引用する記載が甲A第1号証25頁に記載されているという限度で認める。

第6段落について、争う。甲A第1号証に原告らが述べる記載はない。

15 イ 「2 温室効果ガス排出量削減の科学的要請」について

(ア) 「(1) カーボンバジェット」について

第1段落について、おおむね認める。

第2段落について、否認する。

20 2015年（平成27年）12月に採択されたパリ協定（以下、単に「パリ協定」という。乙2）2条1項(a)は、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること」を同協定の目的として定めつつ、同時に、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一.五度高い水準までのものに制限するための努力を（中略）継続すること」も同協定の目的として定めている（後
25 者を指して、以下「1.5℃目標」という。）。この1.5℃目標を達成するためのカーボンバジェットは、「50%の確率で温暖化を1.5℃に

抑える場合」というように不確実性を有するものとして示されているほか（甲A 1・2 7 頁）、CO₂以外の削減が大きいほど、所与の残余カーボンバジェットに対応する気温が低くなり、同じ水準の気温の変化に対応する残余カーボンバジェットが大きくなるとされている（同頁）など、

5 CO₂以外の温室効果ガスの排出削減の寄与によってもその数値が変動するのであって、ある時点以降のCO₂の排出を特定の量以内に抑えれば1.5℃目標を確実に達成できるとの根拠はない。

(イ) 「（２）残余カーボンバジェット」について

おおむね原告ら主張に沿う内容が、甲A第1号証27頁に記載されているという限度で認める。第2段落に「温暖化を1.5℃に抑えるための残余カーボンバジェット」とあるのは「50%の確率で温暖化を1.5℃に抑えるための残余カーボンバジェット」という趣旨と思われる。

10

(ロ) 「（３）求められる削減水準」について

a 「ア 世界全体的水準」について

第1段落について、否認する。

15

原告らが主張する「IPCC第6次評価報告書が示す1.5℃目標と整合的な削減経路」は、オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃（>50%〔引用者注：50%の可能性で温暖化を1.5℃に抑える場合のことを指す。以下同様。〕）に抑える場合の経路（図表11。甲A第1号証29頁の表SPM. 1と同じ。）を指すと思われるところ、原告らが指摘する数値は、上記経路に整合する全てのモデル化された世界全体の経路（甲A 1・2 8 頁〔B. 6〕参照）の中央値にすぎず、将来予測であることから5～95パーセンタイル¹値も併記されている。さらに、「>50%」との表記

20

¹ パーセンタイルとは、母集団分布において、所与の割合のデータがそれ以下の値を持つような区切り目の値をいい、50パーセンタイルは、部集団の中央値に一致する、パーセンタイル

がされているように、1.5℃目標の達成に必要な世界全体の削減水準については不確実性が大きいことから、原告らが指摘する数値が唯一の経路であることを前提とする主張は誤りである。

第2段落について、図表11の説明や「オーバーシュート」の定義は認める。

b 「イ 日本が負う削減量」(柱書き)について

認める。

(a) 「(ア) 累積排出量の割り当て」について

i～iiiの各割り当ての考え方が存在することは認める。

(b) 「(イ) 日本の割当量」について

第1文について、これに沿う内容が、甲B第9号証10～11頁に記載されているという限度で認める。

第2文について、否認する。日本のNDC(Nationally Determined Contribution:「国が決定する貢献」と訳されており、各国が設定する温室効果ガス排出削減の目標をいう。以下同じ。)は、目標年度における基準年度比の削減率で示しており、特定の年限までの累積排出量について目標を置いていないため、「日本の現在のNDCよりもかなり小さい。」とはいえない。

第3文について、これに沿う内容が、甲B第9号証11頁に記載されているという限度で認める。

(I) 「(4) 諸外国の目標」(柱書き)について

否認又は争う。被告の主張は、後記第4の3のとおりである。

a 「ア EU」について

は分布の極値を推定するためにしばしば使用される。例えば90(10)パーセントタイルは、上限(下限)の閾値を示すために使われることがある(甲A4・16頁)。

①のうち、「50%」の温室ガス排出削減を確保とする点は、正しくは「55%」であるので否認し、②の第2段落はおおむね認め、その余は、これに沿う内容が、甲B第20号証125～126頁に記載されているという限度で認める。

5 b 「イ 英国」について

これに沿う内容が、甲B第21号証144～145頁に記載されているという限度で認める。

c 「ウ ドイツ」について

10 「連邦気候保護法」及び「制定」とあるのを「連邦気候変動防止法」及び「公布及び施行」と解した上で、これに沿う内容が、甲B第22号証171、178～179頁に記載されているという限度で認める。

d 「エ 小括」について

原告らが挙げる、EU、英国及びドイツにおいて、温室効果ガスの中長期の削減目標を含む規則や国内法が定められている事実は認める。

15 3 「第3章 気候変動をめぐる法的枠組み」について

(1) 「第1 国際社会の動向」について

ア 「1 国際協調の必要性」について

第1段落について、認める。

20 第2段落について、国際連合のアントニオ・グテーレス事務総長が、2021年（令和3年）に「私たちの共通の課題（Our Common Agenda）」と題する発表をし、訴状に記載された趣旨の提案をしたこと、同人が、2023年（令和5年）に、記者会見において、訴状に記載された趣旨の発言をしたことは認める。

第3段落について、一般論としておおむね認める。

25 第4段落は認否の限りでない。

イ 「2 国際会議と合意」について

(7) 「(1) フィラハ会議」について

1985年(昭和60年)10月、オーストリアにおいて、国際連合環境計画(以下「UNEP」という。)等が主催するフィラハ会議が開催されたこと、同会議において、訴状記載と同旨の見解の発表及び提言が
5 されたこと並びに1988年(昭和63年)にIPCCが設立されたことは認める。

(4) 「(2) 環境と開発に関するリオ宣言」について

第1段落について、認める。

第2段落について、第1文は、環境と開発に関するリオ宣言が27項目からなることは認める。上記宣言の内容は、甲B第10号証のとおり
10 である。第2文は、環境と開発に関する国際連合会議において、国連気候変動枠組条約及び生物の多様性に関する条約が署名のために開放されたこと、森林に関する原則声明及び行動計画(アジェンダ21)が合意されたことは認める。

15 (5) 「(3) 気候変動枠組条約」について

a 第1段落について

第1文について、国連気候変動枠組条約が、1992年(平成4年)に採択され、1994年(平成6年)に発効したことは認める。

第2文について、国連気候変動枠組条約について、世界各国が協力
20 して地球温暖化問題に対処することに合意した初めての国際法上の法的拘束力を有する条約であり、198か国・機関が締結していることは認める。

第3文について、途上国への資金・技術支援に係る部分を除き、認める。途上国への資金・技術支援が求められているのは、国連気候変動枠組条約の附属書Ⅰの締約国ではなく、附属書Ⅱの締約国である(甲
25 B1・26頁)。

第4文について、認否の限りでない。

b 第2段落及び第3段落について

国連気候変動枠組条約3条1項が原告ら引用のとおりであることは認める。

5 (I) 「(4) 京都議定書」について

第1段落について、第1文は、「COP」の意味を、「国連気候変動枠組条約に係る締約国会議」(以下、「COP」といい、会議の回数に応じて「COP1」や「COP2」などという。)と解した上で認める。第2文は、認める。第3文は、「毎年開催」とする部分を否認し、その余は認める。COPは、「毎年開催」が通例ではあるものの、2020年(令和

10 2年)は開催されていない。

第2段落について、認める。

第3段落及び第4段落について、原告らの条項の引用は正確でないから否認する。京都議定書(乙3)10条柱書きの訳文は、「すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任並びに各国及び地域に特有の開発の優先順位、目的及び事情を考慮し、附属書Iに掲げる締約国以外の締約国に新たな約束を導入することなく、条約第四条1の規定に基づく既存の約束を再確認し、持続可能な開発を達成するためにこれらの約束の履行を引き続き促進し、また、条約第四条3、5及び7の規定を考慮して、次のことを行う。」(下線は引用者による。)が正しい。

20

(II) 「(5) パリ協定」について

第1段落について、パリ協定の正式名称及びCOP21に参加した国数について否認し、その余は認める。

パリ協定の正式名称は「Paris Agreement」である(乙2)。また、国連気候変動枠組条約事務局のウェブサイトによると、パリ協定の参加はCOP21での採択時で195か国である(乙4の1及び4の2)。

25

第2段落について、②・③・⑥は否認し、①・④・⑤・⑦は、これらに沿う内容がパリ協定に定められていることは認める。原告らが引用する甲B第11号証の訳文は、②・③・⑥において正確ではなく、乙第2号証の記載内容が正しい。

5 (カ) 「(6) グラスゴー気候合意」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

10 第1文は、甲B第12号証及び乙第5号証に記載された限度で認める(「石炭火力発電の段階的な削減」について甲B第12号証・20項、乙第5号証・36項参照、「途上国の適応支援のための資金を2019年比で最低2倍」について乙第5号証・18項参照)。

第2文は認める。

c 第3段落(①～④を含む。)について

15 柱書きは認否の限りでない。

①～④は、これらの内容が甲B第12号証に記載されていることは認める。

d 第4段落(36頁25行目の「なお」から始まる段落)について

20 日本政府が、原告らが引用する趣旨の発言をしたとの点は否認し、その余はおおむね認める。原告らが引用する趣旨の発言は、2023年(令和5年)5月に開催されたG7広島サミットの首脳コミュニケにおける共同声明であり(甲B18・8頁参照)、日本政府が独自に述べたものではない。

(キ) 「(7) COP28」について

25 柱書き第1文について、おおむね認める。なお、正確には、グローバル・ストックテイクについての初めての決定がなされたのは、COP2

8 と併催されたパリ協定第 5 回締約国会合（CMA 5。以下、パリ協定の締結国会合を「CMA」といい、開催された回数に応じて「CMA 1」などという。）においてである。第 2 文について、認否の限りでない。

5 ①～③について、①のうち「IPCC の第 6 次評価報告書第 2 章」とあるのを「IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書」と解した上で、原告ら主張に沿う内容が、甲 B 第 17 号証の 1 に記載されているという限度で認める。

ウ 「3 各国の気候訴訟」について
不知。

10 エ 「4 国際司法裁判所の勧告的意見」について

(7) 「(1) 国際司法裁判所」について

「国際海洋裁判所」とあるのを「国際海洋法裁判所」と解した上で、認める。なお、国際海洋法裁判所に付託された「インド洋における海洋境界画定事件(第 28 号事案)」への先決的抗弁判決パラグラフ 203 (乙 6 の 1 及び 2) は、国際司法裁判所（以下「ICJ」という。）の勧告的意見について、同意見においてなされる司法的決定がその重みと権威において判決に劣るものではないとするものの、同意見は法的拘束力を有しないことを明示している。

(4) 「(2) 勧告的意見」について

20 a 第 1 段落について
認める。

b 第 2 段落について

第 1 文について、「気候変動に関する国家の義務」に関する ICJ の 2025 年（令和 7 年）7 月 23 日付け勧告的意見（甲 B 27 の 1。以下「本件 ICJ 勧告的意見」という。）が法的拘束力を有しないことを前提にした上で認める。第 2 文について、認否の限りでない。

25

c 第3段落（柱書き）について

CMAがパリ協定の締約国会合の意味で用いられていること及び2019年（令和元年）以降、COPと併せて開催されていることは認め、「年次開催されている」とある部分は否認する。CMA及びCOPは、2020年（令和2年）には開催されていない。

d ①～⑩について

②（『共通に有している（中略）』で始まるもの）・④・⑧・⑨について、以下のとおりであり、これら以外について、原告らの主張に沿う内容が、甲B第27号証の2に記載されていることは認める。

②（『共通に有している（中略）』で始まるもの）について、これに沿う内容が、甲B第27号証の2（本件ICJ勧告的意見パラグラフ148）に記載されていることは認める。ただし、上記パラグラフは、「共通だが差異ある責任とそれぞれの能力に関する原則」について、「温室効果ガスの累積排出量に対する各国の歴史的・現在の貢献」のみならず、「経済的・社会的発展を含む各国の現在の能力および国情の違い」も考慮していると指摘し、さらに、本件ICJ勧告的意見パラグラフ150は、先進国と後発開発途上国との間には、国連気候変動枠組条約締結後に開発が大幅に進展し、現在では世界全体の温室効果ガス排出量に大きく寄与し、気候変動への対応に貢献できる資源と能力を有する国が存在すると述べていること（甲B27の2・44頁）に留意が必要である。

また、本件ICJ勧告的意見パラグラフ226は、「この協定（引用者注：パリ協定）には、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則に言及する箇所がいくつかあり、（中略）しかし、この原則は枠組み条約やCOPの決定にも見られるが、パリ協定では『各国の異なる事情に照らして』という文言が追加され、異なる表現になっている。当

裁判所の見解では、この文言の追加は、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力という原則の核心を変えるものではなく、むしろ、先進国か途上国かという地位は固定的なものではないことを認識することで、原則に微妙なニュアンスを加えるものである。これは、関係する国の現在の状況を評価することにかかっている。」としている（甲B27の2・60頁）。

④について、おおむねこれに沿う内容が、甲B第27号証の2（本件ICJ勧告的意見パラグラフ226）に記載されていることは認める。なお、上記パラグラフは、「当裁判所の見解では、この文言の追加（引用者注：「各国の異なる事情に照らして」の追加）は、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力という原則の核心を変えるものではないとしつつ、続けて、「むしろ、先進国か途上国かという地位は固定的なものではないことを認識することで、原則に微妙なニュアンスを加えるものである。これは、関係する国の現在の状況を評価することにかかっている。」としている（甲B27の2・60頁）。

⑧について、否認する。本件ICJ勧告的意見パラグラフ247は「相当な注意（due diligence）の多様な性格および共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則に則り、異なる締約国のNDCを評価する際の基準は、とりわけ、累積的な温室効果ガスの排出量への歴史的寄与度、および当該締約国の開発水準と国内事情などに応じて異なる。裁判所は、（中略。引用者注：過去のICJ判決において）法的概念としての相当な注意（due diligence）と国家の事情との関係を認め、相当な注意は『具体的な評価を必要とする』ものであり、当該国家の事情や、顕著な行為や出来事に影響を及ぼす能力によって異なる場合があると指摘した（括弧内略）。したがって、相当な注意（due diligence）の概念と、各国の異なる事情を踏まえた共通だが差異ある責任の原則

およびそれぞれの能力との間には関連性がある。」と記載している（甲B27の2・63～64頁）。つまり、このパラグラフは、原告らが主張するように「異なる締約国のNDCを評価する際には、累積的な温室効果ガスの排出量への歴史的寄与度等が評価基準となる」と述べるものではなく、異なる締約国のNDCを評価する際に適用すべき基準は、温室効果ガスの累積排出量への当該締約国の歴史的な寄与に加え、当該締約国の発展段階や国内の事情によって異なる旨を述べるものである。

⑨について、おおむねこれに沿う内容が、甲B第27号の2（本件ICJ勧告的意見パラグラフ248）に記載されていることは認める。上記パラグラフは、「このこと（引用者注：パラグラフ247）はパリ協定でも確認されている。第4条4項は、先進国締約国は『経済全体を対象とした絶対的な排出削減目標を設定し、引き続き主導的役割を果たすべきである』と規定しているのに対し、開発途上国締約国は『緩和努力を引き続き強化し、それぞれの国情を踏まえ、経済全を対象とした排出削減または制限目標への移行を段階的に進めるよう奨励される』と規定されている。但しパリ協定の目的を実現できるNDCを作成し、通報する義務は、パリ協定のすべての締約国に適用される。」と記載しており（甲B27の2・64頁）、パリ協定4条4項が、先進締約国と開発途上締約国を分け、それぞれの目標を定めていることを明らかにしているが、先進締約国と開発途上締約国との間で、同項に記載された以上に、その目標に違いがあることを述べるものではない。

(2) 「第2 日本の政策」について

ア 「1 日本の法制度」について

(7) 「(1) 環境基本法」について

a 第1段落について

第1文について、認める。

第2文について、否認する。環境基本法は、「環境法の基本理念」を明らかにするものではなく、「環境の保全について、基本理念を定める」ものであり、また、「社会の構成員それぞれの役割」を定めるものではなく、「国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにする」ものである。また、環境基本法は、「環境保全のための多様な手法を総合的、計画的に推進していくための枠組みを規定している」のではなく、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進」するものとして定められている（1条）。

第3文について、「公害対策基本法は、1950年頃から各地で発生していた公害対策の基本的方針を宣明する基本法であった」とする部分、「経済発展の妨げとなるような厳しい対策は見送られた」とする部分は否認し、その余は、「いわゆる経済調和条項」とあるのを「経済の健全な発展と調和との規定」と解した上で、認める。公害対策基本法は、1950年（昭和25年）頃以降に発生した公害のみを対象にしたものではない。また、「経済発展の妨げになるような厳しい対策」が具体的に何を指すのか不明であり、主張の根拠も示されていない。

第4文について、否認する。原告らは、経済の健全な発展との調和の規定の有無で、公害対策基本法と環境基本法を対比させるが、公害対策基本法においては、1970年（昭和45年）の法改正により経済の健全な発展との調和の規定が削除された経緯があり、対比として正確ではない。また、「生態系の保護を考慮しつつ」とあるが、正確には「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ」である（4条）。そして、「環境保全型社会」という言葉は、環境基本法には見当たらない。さらに、「国際的な取組みの積極的な推進を掲げている。」とする部分は、環境基本法は、「地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会

において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。」旨を定めており（５条）、無条件に国際的な取組を推進するよう定めているわけではない。

5 第５文について、おおむね認める。もっとも、環境基本法は、必ずしも原告らが指摘する必要性のみを背景に制定されたわけではない。

b 第２段落について

原告らの引用する「地球環境保全」の定義（環境基本法２条２項）は不正確であり否認する。同項は、「地球環境保全」について、「人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、
10 野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。」としている。

(4) 「（２）地球温暖化対策の推進に関する法律」（柱書き）について

15 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が１９
９８年（平成１０年）に成立したことは認め、その余は否認する。温対法は、「政府が地球温暖化対策についての『基本方針』を定める」ことを求めるものではなく、政府が、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下、「温対計画」又は「地球
20 温暖化対策計画」という。）を定めなければならないとし（８条１項）、温対計画において、「地球温暖化対策の推進に関する基本的方向」（同条２項２号）や「国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する基本的事項」（同項３号）等を定めることとしている。また、温対法は、第４章以下
25 で温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を定めているが、この施策の主体に国民は含まれていない。

a 「ア 基本理念」について

第1段落について、認める。

第2段落について、否認する。温対法2条の2は、「踏まえ」るべきものとして、パリ協定の長期目標を掲げており、温対法が、パリ協定における国際合意を実現することそのものを基本理念としているわけではない。ただし、日本政府としては、日本が締結したパリ協定上の義務を遵守することは当然であり、パリ協定上の義務を実施するために、温対法等に基づき、必要な措置を実施していくこととしている。

b 「イ 地球温暖化対策計画等」について

(イ)の第1段落について、「NDC達成のために、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画が両輪となっていることを示すものである」とする点は否認する。温対計画は、温対法8条1項のとおり、「地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため」の計画であり、同計画において、削減目標、その達成のために必要な措置の実施に関する目標及び施策等を定めることとしている（同条2項4号～6号）ことから、日本のNDCの達成のための計画と位置づけられる。他方で、エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法12条1項のとおり、「エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため」に定めるものであり、NDCの達成を目的とするものではないため、「両輪となっている」とする原告らの主張は誤りである。

その余は認める。

c 「ウ 温室効果ガス算定・報告・公表制度」について

認める。

(ウ) 「(3) 気候変動適応法」について

認める。

(エ) 「(4) エネルギー政策基本法」について

第1段落について、エネルギー政策基本法1条に「エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め」と規定されていることは認める。

第2段落について、気候変動対策において、「経産省が所管するエネルギー政策が基本とされている」との部分は、原告らの評価又は意見にわたるものであるため否認し、その余は認める。

第3段落について、第1文は、原告らの意見にわたるため、認否の限りでない。第2文は認める。

a 「ア 第6次エネルギー基本計画」について

第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定。甲B2）に、「2050年カーボンニュートラル」及び「2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」との新たな方針」に言及の上、「第六次のエネルギー基本計画は、（中略）2050年カーボンニュートラルに向けた長期展望と、それを踏まえた2030年に向けた政策対応により構成し、今後のエネルギー政策の進むべき道筋を示す」との記載があること（甲B2・4～5頁）、「原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」（同・7頁）との記載があることは認める。

b 「イ 第7次エネルギー基本計画」について

第1段落について、否認する。当時の石破茂内閣総理大臣は、2025年（令和7年）3月19日の参議院予算委員会において、「これまでのエネルギー基本計画におきましては、可能な限り原発依存度を低減する、また、必要な規模を持続的に活用すると記載をされておりました。これは、原発依存度が震災前の約三割から下がり、一方において必要な原発は活用していくという趣旨でございます。この考え方に

つきましては、第七次エネルギー基本計画におきましても変わるものではございません。」と述べており（乙7・46頁）、第7次エネルギー基本計画において、原子力回帰を打ち出したわけではない。

5 第2段落について、おおむね認める。「2040年度の電源構成見通し」は、正確には、第7次エネルギー基本計画とあわせて公表された、「2040年度におけるエネルギー需給の見通し(関連資料)」(乙8)において示されたものである（同・29頁参照）。また、「同計画の策定は、(中略)2050年からのバックキャストによったと考えられる」とあるところ、2040年度エネルギー需給見通しの考え方については、乙第8号証・27頁参照。

10

(イ) 「(5) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」
(柱書き)について

おおむね認める。GX（グリーントランスフォーメーション）は、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すものと位置づけられている。

15

a 「ア カーボンプライシング」(柱書き)について

おおむね認める。広義のカーボンプライシングに該当する制度としては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく制度以外にも、「地球温暖化対策のための税」等が存在する。

20 (a) (7)について

第3段落のうち、「全体としての排出削減は期待できない」とする部分は、根拠が示されておらず、否認又は争い、その余は認める。

(b) (i)について

認める。

25 b 「イ 長期脱炭素電源オークション」について

第1段落について、認める。

第2段落第1文について、LNG火力発電所の新設・リプレースが長期脱炭素電源オークション制度の対象に含まれることは認め、「アンモニア混焼等の石炭火力発電所等までもが対象となっている」とする部分は否認し、「脱炭素を掲げてはいるものの」とする部分が、「脱炭素」の趣旨と矛盾する制度であることを指摘するものであれば、争う。

アンモニア混焼については、既設石炭火力発電所を改修したアンモニア発電部分のみが制度の対象であり、石炭発電部分は対象外である。

第2段落第2文について、否認又は争う。「化石燃料発電への実質的な補助金となっている」と主張する根拠について、前述のとおり争う。

また、本件ICJ勧告的意見パラグラフ427は、「国家が、温室効果ガス（GHG）の排出から気候を保護するために適切な措置を講じないこと（化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料探査許可の付与、または化石燃料補助金を提供することを含む）は、当該国家に帰属する国際違法行為を構成する可能性がある。」として、「化石燃料補助金」に言及するものの、飽くまで、「気候系を保護するための適切な措置を講じない」と評価し得る例として、「化石燃料の消費」等と併せて言及するにとどまる。同パラグラフは、続けて、「国際法違反行為は、温室効果ガスの排出そのものではなく、(中略)気候系への重大な損害(harm)から気候系を保護する条約上及び慣習国際法上の義務の違反である」としており、国際違法行為になり得るのは、飽くまで、気候系の保護に関する条約上・慣習国際法上の義務違反であることを明らかにしており、その義務の違反の有無を検討するに当たり、化石燃料補助金を含む化石燃料に関する活動等が含まれ得ることを指摘するにとどまることに留意が必要である。

イ 「2 意思表示」について

(7) 「(1) カーボンニュートラル宣言」について

2015年（平成27年）のパリ協定採択時点において、2050年カーボンニュートラルを掲げた正確な国と地域の数は不知。その余はおおむね認める。なお、パリ協定2条1項(a)は、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一、五度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること」としており、1.5℃目標だけが定められたわけではない。また、気候サミットにおける、当時の菅義偉内閣総理大臣のスピーチには、「2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。」とある²。

(イ) 「(2) 国際合意への参加」(柱書き)について

日本が複数の国際社会における気候変動に関する合意に参加していることは認め、その余は「気候変動の危険性」の意義が明確でなく、原告らの評価にわたるため、認否の限りでない。

a 「ア IPCC報告書の承認」について

日本がIPCCの各報告書の科学的知見を承認しているという限度で認める。

b 「イ パリ協定の批准」について

第1文について、日本がパリ協定を「批准」したとする点は否認する。日本政府は、国際約束(条約)に拘束される意思を示すことを「締結」と呼称しているところ、パリ協定20条1項において、「締結」の

² <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100180268.pdf>

ための国家の意思表示の方式として「批准」、「受諾」又は「承認」の方式が認められており、日本政府は「受諾」の方式でパリ協定を締結した。

第2文について、「NDCを作成」とあるのをパリ協定4条2項の記載内容を指すものと解し、また、「その目標」とあるのをNDCを指すものと解した上で、認める。なお、1. 5℃目標については、パリ協定2条1項(a)の「努力を（中略）継続する」との規定ぶりからも分かるように、世界全体における継続的な排出削減向上の必要性に鑑み、努力目標として言及されたものである。

c 「ウ G7サミットにおける約束」について

「日本は」を「G7各国の首脳は」と解した上で認める。

d 「エ COPにおける約束」について

グラスゴー気候合意（乙5・20～21項）に記載されている限度で認める。なお、COP28と併催されたCMA5におけるグローバル・ストックテイク決定（甲B17の1・5～6項）にも関連する記載がみられるが、同部分については、訳文が提出されていないため、現時点での認否は差し控える。

e 「オ 小括」について

「批准」とあるのを「受諾」と解し、「実効的な削減水準」とあるのを「IPCC第6次評価報告書が示す削減水準」と解した上で認める。

(ウ) 「(3) NDC (Nationally Determined Contribution)」について

a 第1段落について

第1文について、パリ協定において温室効果ガスの削減目標を各国が提出することが定められたという限度で認める。

第2文について、認める。

第3文について、日本が、2015年（平成27年）7月に、CO

P21に先立って、2020年（令和2年）以降の温室効果ガス削減に向けた「約束草案」（各国が自主的に決定する貢献。以下「INDC」³といい、日本の約束草案〔乙9〕を「日本のINDC」という。）を決定したことは認めるが、その余は否認する。日本のINDCとして、
5 「2030年度に、2013年度と比較して温室効果ガスの排出量を26%まで削減」することを決定した事実はない。正しくは「2030年度に2013年度比26%削減の水準」であり（乙9・3枚目）、74%減の水準まで温室効果ガスを削減する趣旨ではない。また、「中長期の両面で温室効果ガスのさらなる削減努力を追求」とあるのは、
10 正確には「我が国は、この水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガスの更なる削減努力を追求していく。」である（乙16・2枚目）。

b 第2段落について

2021年（令和3年）5月に、NDCを「2013年度比46%削減に引き上げた」とする点は否認し、その余は認める。NDCを2013年（平成25年）度比46%削減に引き上げたのは、2021年（令和3年）10月22日の地球温暖化対策推進本部における決定である。

ウ 「3 小括」について

第1文について、認める。

第2文及び第3文について、日本が「温対計画やNDC、その前提となるカーボンニュートラル宣言等、削減目標を掲げているものは同じ数値目標を共有して」いるとの部分は認め、その余は否認又は争う。日本は、パリ協定や温対法に基づき、気候変動対策を実施する義務を負っており、世

³ Intended Nationally Determined Contribution

界全体での1.5℃目標の実現に向け、誠実に履行している。

(3) 「第3 求められる政策」について

ア 「1 日本の排出割合」について

第1段落について認める。

5 第2段落について、図表12に示されたデータが存在することは認める。
ただし、図表12は、温室効果ガス全体のデータではなく、エネルギー起
源をCO₂に限ったデータである。また、最新のデータである「世界のエ
ネルギー起源CO₂排出量(2023年)」(乙10・1枚目)では、日本の
排出割合は2.7%に低下している。

10 第3段落について、図表13が、一部の国の一人当たりの排出量に係る
図表であることを前提に、同図表に示されたデータが存在することは認め、
その余は否認又は争う。一人当たりの排出量については、より幅広い国を
対象とした、「主な国別一人当たりエネルギー起源CO₂排出量(2023
15 年)」(乙10・2枚目)が存在する。原告らは、「日本の排出も気候変動に
大きく寄与していることは明らか」、「日本がどのような施策を実施し、気
候変動の緩和をどの程度実現できるかは、世界の中でも重要な位置を占め
る。」とするが、そのように主張する根拠が不明である。日本の排出の気候
変動への寄与の程度が「大きい」といえるかどうかは不明であるほか、日
本における施策が世界の中で占める位置についても明確なものはない。

20 イ 「2 あるべき政策」について

(ア) 「(1) 有効な対策」について

a 第1段落について、「産業22.6%」とあるのは「産業24.7%」
と解した上で、原告らが指摘する数値が図表14に示されているとい
う限度で認める。図表14の数値は、電気・熱配分前の割合(各部門
25 において使用する電力等のエネルギーについて、供給側のエネルギー
転換部門へ計上したもの)であり、各部門の排出への寄与の実態に即

したものとはなっていない。電気・熱配分後の割合としては、「2024年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量（詳細）」（乙11・6頁）において、産業部門が34.4%、運輸部門が19.3%、業務その他部門が16.7%、家庭部門が15.1%、エネルギー転換部門が7.9%となっている。

b 第2段落について、温室効果ガス排出削減を効果的に実施するために、エネルギー転換部門におけるCO₂排出量の削減が課題となることは争わないが、前記aのとおり、電気・熱配分後は、エネルギー転換部門が突出することなく、各部門においてCO₂の排出量が認められるのであり（乙11・6頁参照）、エネルギー転換部門におけるCO₂排出量の削減のみならず、各部門における電力の省エネルギー化や電力以外の熱・燃料需要の脱炭素化の取組も重要である。

c 第3段落について、図表15は、「石炭火力発電などCO₂排出量の大きな電源から、再生可能エネルギーに転換していくことが、最も有効な対策」であるとの主張の根拠にはならないため、否認又は争う。図表15は、「IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書政策決定者向け要約」（甲A6。以下「AR6WG3要約」という。）C.12部分（同・45～48頁）の正確な記載内容（確信度の程度等も含む。）を踏まえ、読み取る必要があるところ、当該部分の記載からは、原告らが主張するように「太陽光エネルギーなどの再生可能エネルギーを普及させることが最もコストが低」いかどうかは必ずしも明らかではない（図表15をみると、太陽光エネルギーは、「コストは参考値より低い」水準である部分のポテンシャルが大きいことは読み取れるが、最もコストが低いかどうか不明である。）。また、「排出削減につき寄与度も高い」との原告らの主張についても、図表15のポテンシャルの大小をコストとともに比較しているにすぎず、必ずしも明らかではな

い。そもそも、各国の経済的・社会的事情等により、各対策のコストは異なり得るものであり、日本にAR 6 WG 3 要約の知見をそのまま当てはめることができるものではない。

5 d 第4段落について、第1文は、産業部門や運輸部門において、CO₂排出量が認められるという限度で認める。電気・熱配分後の割合で比較すると、必ずしも産業部門や運輸部門のCO₂排出量が「顕著」とはいえない(乙11・6頁)。第2文は、原告らの意見にわたる部分であり、認否の限りでない。

(イ) 「(2) 必要な規制及び立法」について

10 否認又は争う。被告の主張は、後記第4の3のとおりである。

4 「第4章 気候変動による権利侵害」について

(1) 「第1 日本における気候変動の実態」について

ア 「1 平均気温の推移」について

15 第1段落について、原告らの意見にわたる部分であり、認否の限りでない。

第2段落及び第3段落について、認める。

20 第4段落について、図表17が2010年(平成22年)以降の主な高温年の夏季における猛暑日観測地点数の推移を示した図表であることを前提に、図表17に記載の数値は認めるが、その余は否認又は争う。気候変動とは数十年を超える長期にわたり気候が変化することであり、特定の年のみを取り上げることは適当ではなく、図表17からは「気候変動の実態」は明らかにならない。

イ 「2 暑さ指数」について

第1段落から第3段落までについて、認める。

25 第4段落及び第5段落について、国として1990年代の暑さ指数を把握しておらず、図表20のデータの正確性を判断することができないため、

認否できない。

ウ 「3 降雨」について

(7) 「(1) 豪雨の増加」について

- 5 a 第1段落第1文について、一般論として、大雨の頻度が増加することに伴い、土砂災害等の被害が増加している可能性があるという限度で認める。

第1段落第2文について、図表21が2025年（令和7年）12月時点で気象庁のホームページに掲載されていたこと及びその内容は認める。

- 10 b 第2段落について、第1文及び第2文は、「30mmを超える」及び「50mmを超える」とあるのをそれぞれ「30mm以上」及び「50mm以上」と解した上で認める。第2段落第3文は、原告らが「豪雨」を「1時間降水量50mm以上の大雨」という意味で主張しているのであれば、認める。なお、気象庁の用語としては、「豪雨」は、上記とは異なり、「著しい災害が発生した顕著な大雨現象」を指す。

- 15 c 第3段落及び第4段落について、図表22～24が2025年（令和7年）12月時点のものであることを前提に認める。なお、これらの図表のデータは、気象庁のホームページにおいて、2026年（令和8年）4月時点で、2025年（令和7年）までの統計に基づく図表に変更されている。

- 20 d 第5段落について、気象庁が、①～③を踏まえ、「日本国内の極端な大雨の発生頻度や強度は増加している」と分析しているという限度で認める。

(4) 「(2) 土砂災害」について

- 25 認める。

エ 「4 熱中症の増加」（柱書き）について

第1段落について、厚生労働省のホームページ⁴には、熱中症とは、「高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、循環調節や体温調節などの体内の重要な調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称」であり、「めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温症等の症状が現れる」とあり、これに沿う限度で認める。

第2段落について、認否の限りでない。

(7) 「(1) 熱中症による死亡者数」について

熱中症による死亡者数について、「2019年1144人」及び「約6倍」とある部分は、それぞれ、「2019年1224人」、「約7倍」の誤りであるから否認し、図表28中の「人口動態調査」とあるのは「人口動態統計」と解した上で、その余は認める。

(i) 「(2) 熱中症による救急搬送」について

a 第1段落について、認める。

b 第2段落について、第1文は認める。第2文は否認又は争う。平成27年版消防白書「トピックス3 熱中症への対応」(乙12・39頁)では、「例年、熱中症による救急搬送人員数が急増するのは梅雨明け後であるが、ゴールデンウィーク前後の時期に熱中症が発生することが指摘されていることから、平成27年は調査開始時期を前年から前倒ししたとの記載があり、気候変動の影響で調査期間の前倒しが必要になったとは限らない。

c 第3段落について、おおむね認める。2020年(令和2年)は、同年6月から調査を開始している。

⁴ https://neccyusho.mhlw.go.jp/heatstroke/#sec01_01

オ 「5 エアコンの設置及び使用」について

(ア) 第1段落及び第2段落について、「児童生徒の熱中症対策として、各種予算措置により進めてまいります。」とあるのを「児童生徒の熱中症対策や学校が災害時に避難所としての役割を持つことを踏まえ、各種予算措置により進めてまいります。」と解した上で、認める。

(イ) 第3段落について、否認又は争う。

第1文は、甲A第13号証によっても、家庭用エアコンの国内出荷台数と熱中症による死亡者数や救急搬送人員数の増加が比例関係にあるのかは不明である。

第2文は、甲A第13号証から原告らの主張が導かれる理由は明らかでない。

(ウ) 第4段落について、否認又は争う。甲A第13号証から原告らの主張が導かれる理由は明らかでない。

カ 「6 農林水産業」(柱書き)について

第1文について、認める。

第2文について、「全ての分野において影響度の評価が上方修正されており」とする部分は否認し、その余は認める。甲A第14号証に係る全ての項目で評価が上方修正されているわけではない。

(ア) 「(1) 農畜産業への影響」について

第1段落について、第1文は認める。第2文は、農林水産省が同省のホームページ⁵で公表している「野菜における夏季の高温対策」において、「令和6年は全国的に高温となる中で、猛暑日と真夏日の日数が平年よりもかなり多い日数となっているところが多くなりました。令和7年には、(中略) これまでに経験のないような猛暑となったところです。」と

⁵ <https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/yasai/yasai-kouontaisaku.html>

あり、これに沿う限度及び高温対策の事例等が紹介されているという限度で認める。

第2段落以下について、第1文の「影響が顕著」とある部分は、甲A第15号証からは明らかでないため、否認又は争い、その余は、「果樹」のうち「温州みかん」とあるのを「うんしゅうみかん」と解した上で認める。

(イ) 「(2) 水産業への影響」について

a 第1段落柱書きについて、認める。なお、農林水産省が公表している令和6年度水産白書概要(甲A16)の掲載内容の一部には、気象庁等の公表資料等が引用されており、必ずしも農林水産省が自ら調査を行っているものではない。

b ①について、認める。なお、日本周辺において海洋熱波の発生が2010年(平成22年)頃から顕在化していることと、2024年(令和6年)の日本近海の平均海面水温が統計開始以降最も高い値になったことには直接の関係はない。

②について、「5分の1」とあるのを「5分の1程度」とした上で認める。

c 第2段落から第4段落までについて、北海道水産林務部が甲A第17号証を公表しており、同号証に訴状記載に沿う内容があることは認める。なお、その内容の正確性は確認できない。

(ウ) 「(3) 林業への影響」について

認める。なお、第3段落②は、夏季の気温上昇のみを対象に分析したものである(甲A14・27頁)。

キ 「7 物価への影響」について

(ア) 「(1) 価格動向」について

「環境省」とあるのを「農林水産省」と、「ジャガイモ」とあるのを「ば

れいしょ」とそれぞれ解し、「指定野菜」について、生産と出荷の安定を図ることで消費者へ安定供給を確保するために指定された野菜と解した上で、認める。

5 なお、「指定野菜」の品目数は、2023年（令和5年）時点においては14品目であったが、現在は15品目である。

(イ) 「（２）平均消費者物価指数（生鮮食品等）」について

- a 第1段落及び第2段落について、認める。
- b 第3段落について、第1文は認める。第2文は、「値上がりが顕著」とあるのは、原告らの評価であり、認否の限りでない。
- 10 c 第4段落について、第1文は、原告らの評価であり、認否の限りでない。第2文及び第3文は認める。
- d 第5段落について、第1文は、2024年（令和6年）米類の月次の推移のうち、「12月は（引用者注：前年同月比）65%を超えている」とする点は否認する。同年12月の米類の前年同月比は64.5%
15 である。第2文は、米類の高値が続いている原因として、猛暑による品薄を契機とした需給の引き締めがあったという限度で認めるが、猛暑の影響による品薄のみが米類の高値の原因とはいえず、その余は否認又は争う。

(ロ) 「（３）平均消費者物価指数（電気代）」について

- 20 第1段落について、認否の限りでない。
- 第2段落について、第1文及び第3文は認める。第2文は原告らの意見にわたる部分であり、認否の限りでない。
- 第3段落について、図表39を示した上で、「5月から9月にかけて、電気代が前年より実に20%から30%も上がったこと」の原因は電気使用量の増加であり、国民が日常的にエアコンの使用を余儀なくされてい
25 るとする点は否認又は争う。電気代指数の上昇の主たる要因は、202

3年（令和5年）に実施していた政府支援の押し下げ効果の剥落によるものである。第3段落のその余は、「政策を除いた前年同月比」とあるのを「政策の影響を除いた前年同月比（％）〔試算値〕」と解した上で、認める。

5 ク 「8 子どもの生活への影響」について

第1段落について、おおむね認める。

第2段落から第5段落第1文まで及び第6段落について、認める。

第5段落第2文について、千葉県船橋市が「学校における熱中症警戒アラート等対応基準」を公表していることは認めるが、その余は、原告らの
10 意見にわたる部分であり、認否の限りでない。

第7段落について、原告らの意見にわたる部分であり、認否の限りでない。

(2) 「第2 日本の気候変動将来予測」（柱書き）について

第1文は認め、その余は認否の限りでない。

15 ア 「1 気温上昇」について

(7) 第1段落について、観測地点における平均気温が「工業化以前のものと比べて約1.40℃上昇」とする点是否認する。正しくは、「1898年から2024年までの上昇率は100年当たり1.40℃の割合」である。その余は甲A第8号証の1に記載がある限度で認める。

20 (i) 第2段落について、否認する。「4℃上昇シナリオ（同じく4℃目標が達成された状態に相当）」について、パリ協定では「4℃目標」は定められていない。また、甲A第8号証の2・24頁では「4℃上昇シナリオ」について、「IPCC評価報告書で取り上げられているシナリオの中で将来の気温上昇量が最大となるものであり、予測される気候の変化や影響
25 が最も大きいことから本報告書で採用している。」と記載されている。

(ii) 第3段落について、「2076～2095年における日本の年平均気

温変化の全国平均は、1980～1999年の平均と比べて、2℃上昇シナリオで約1.4℃上昇、4℃上昇シナリオで約4.5℃上昇と予測されており、日本の気温上昇幅は世界平均よりも大きいものとなっている」との趣旨であれば認める。

5 (イ) 第4段落について、甲A第8号証の2に記載がある限度で認める。

(ロ) 第5段落について、甲A第8号証の1及び2には原告らが述べる記載はなく、原告らの意見にわたる部分といえ、認否の限りでない。

イ 「2 降水量」について

第1段落について、「①1日の降水量が100mmの年間日数」とあるのを「①1日の降水量が100mm以上の年間日数」と解し、②及び③の「年間発生日数」とあるのを「年間発生回数」と解した上で、図表42に記載がある限度で認め、原告らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

第2段落及び第3段落について、甲A第8号証の2に記載がある限度で認める。

15 第4段落について、否認する。一般論としては、極端な降水現象の発生頻度及び雨量の増加に伴い、洪水及び土砂災害が発生するリスクや予期しない規模の災害が発生するリスクが高まる可能性があるが、抽象的な可能性の域を出ないものといえる。

ウ 「3 降雪量」について

20 (ア) 「(1) 2025年時点までの傾向」について

甲A第8号証の2に記載の限度で認める。

(イ) 「(2) 予測される傾向」について

第1段落は認める。第2段落は、甲A第8号証の1に原告らが述べる記載はなく、むしろ甲A第8号証の1は、確信度は低いとしながらも、
25 北海道内陸部や2℃上昇シナリオにおける東日本の日本海側の山間部には厳冬期（1月及び2月）の降雪量が増加すると予測される地域もある

としており（甲A8の1・165頁）、同号証は、日本海側に雪が降らない事態を想定していない。

エ 「4 海水温・海面水位」について

(7) 「(1) 2025年時点までの傾向」について

5 「海面水位上昇が顕著」とする点は、いかなる海面水位上昇が「顕著」であるのか不明であり、否認又は争う。その余は、日本近海における年平均海面水温について、「2024年までの100年間で1.33℃上昇している」とあるのを「100年当たりで1.33℃の割合で上昇」と解した上で、認める。

10 **(4) 「(2) 将来的な予測」について**

第1段落及び第2段落について、甲A第8号証の2に記載の限度で認める。

第3段落について、第1文は、甲A第8号証の2に原告らが述べる記載はなく、原告らの意見にわたるため、認否の限りでない。第2文は認
15 める。なお、原告らは、「熱帯低気圧（台風）」と記載するが、熱帯低気圧と台風は同一ではないことを指摘しておく。

オ 「5 熱帯低気圧」について

第4段落について、否認する。甲A第8号証の2・69頁では、「熱帯低気圧の強度と頻度の将来変化が、地域の高潮の将来変化を引き起こす（確
20 信度は低い）」としているが、熱帯低気圧の強度と頻度の高まりに関しては言及されていない。

その余は、甲A第8号証の2に記載がある限度で認め、原告らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

カ 「6 小括」について

25 原告らの意見にわたる部分であり、認否の限りでない。

(3) 「第3 被侵害利益」（柱書き）について

一般論として、気候変動による環境等への諸影響が生じていることは認め、その余は争う。

ア 「1 現に侵害される権利」について

(7) 「(1) 生命・健康」について

5 a 「ア 生命・健康についての権利」について

(a) 「(ア) 憲法上の保障」について

憲法13条において、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定められていることは認め、原告
10 らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

(b) 「(イ) 国際人権法上の保障」について

市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）6条1項、自由権規約の一般的意見36の paragraph 62、
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）12条1項に、原告らが引用するとおりの記載がある
15 ことは認める。

b 「イ 権利侵害」について

(a) 第1段落について、1900年以降の日本の年平均気温が長期的な上昇傾向にあることは認めるが、「特に2023年から2025年
20 までここ3年間、1898年の統計開始以降の記録を更新し続けている。」とする部分は、2025年（令和7年）の年平均気温は、2024年（令和6年）を上回っていないため、否認する。

(b) 第2段落について、熱中症による救急搬送の件数が甲A第11号証（資料6）の「9月」欄の数値と合致すること、熱中症の死亡者
25 数が2024年（令和6年）に初めて2000名を超え、2160名となったことは認め、「約6倍」とあるのは「約7倍」であるから

否認し、原告らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

(c) 第3段落について、極端な大雨の発生頻度及び強度が増加していること並びに土砂災害による被害が増加していることは認め、その余は原告らの意見にわたる部分であり、認否の限りでない。

5 (d) 第4段落について、否認又は争う。

(i) 「(2) 成長発達権」について

a 「ア 子どもの権利」について

第1段落について、第1文は認める。第2文～第4文は、児童の権利に関する条約（以下「児童の権利条約」という。）に、「生命に対する権利」（6条）、「虐待からの保護」（19条）、「健康及び医療についての権利」（24条）、「教育についての権利」（28条）、「休息、余暇などについての権利」（31条）に関する規定があること、同条約4条が「締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる」としていること
10
15 とは認める。

第2段落について、憲法13条、21条、25条及び26条が、それぞれ、幸福追求権、表現の自由、生存権、教育を受ける権利について定めていることは認める。

第3段落について、こども基本法3条1号及び2号が、原告ら記載
20 の内容であることは認める。なお、「2023年6月」とあるのは「2022年6月」、「2024年4月」とあるのは「2023年4月」の誤記と解される。また、こども基本法の「制定」とあるのは「成立」の趣旨と解される。

第4段落について、認否の限りでない。

25 b 「イ 権利侵害」について

第1段落から第4段落について、一般論として、子どもが熱中症の

リスクが高いことは認め、原告らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

第5段落について、争う。

c 「ウ 将来世代の権利」について

5 争う。

(ウ) 「(3) 営業の自由侵害」について

a 「ア 営業の自由」について

10 憲法22条1項が「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」と定めていること、同項が、職業選択の自由を保障しており、そこで職業選択の自由を保障するというなかには、広く一般に、いわゆる営業の自由を保障する趣旨を包含しているものと解されていることは認める。

b 「イ 権利侵害」について

15 第1段落から第5段落までについて、気候変動により、農業、水産業及び林業等に影響が生じ得ることは認め、原告らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

第6段落について、争う。

(エ) 「(4) 財産権侵害」について

a 「ア 財産権」について

20 憲法29条1項が「財産権は、これを侵してはならない。」と定めていることは認める。

b 「イ 権利侵害」について

争う。

(オ) 「(5) 環境権侵害」について

25 a 「ア 環境権」について

(a) 「(ア) 日本における議論」について

甲B第23号証・22～24頁に、原告ら主張の内容に沿う記載があることは認める。

(b) 「(イ) 海外での議論」について

第1段落について、人間環境宣言に、おおむね原告ら引用の内容が含まれていることは認める。

第2段落について、甲B第23号証・23頁に、原告ら主張の内容に沿う記載があることは認める。

第3段落について、本件ICJ勧告的意見パラグラフ393（甲B27の2・91頁）が、おおむね原告ら引用のとおりであることは認める。

第4段落（「2022年7月の」から始める段落）について、2022年（令和4年）7月の国連総会決議（A/RES/76/300。以下「2022年（令和4年）7月の国連総会決議」という。）に日本が賛成票を投じたことは認める。なお、2022年（令和4年）7月の国連総会決議に賛成票を投じるにあたり、日本は立場表明を行っている（乙13の1及び2）。

第5段落について、争う。

b 「イ 権利侵害」について

否認又は争う。

イ 「2 平穏生活権」について

(ア) 「(1) はじめに」について

a 「ア 人格権から生じた平穏生活権」について

芦部信喜「憲法 第三版」に原告ら主張に沿う記載があること、原告らが引用する各裁判例が存在することは認める。なお、千葉地裁平成19年1月31日判決・判時1988号66頁には、原告らが主張する平穏生活権に関する判示は見当たらない（原告らが主張する内容

は、同判決において、「原告らの主張」として記載されているにとどまる。))。

b 「イ 包括的生活利益としての平穏生活権」について

甲B第24号証に、原告ら引用の内容が含まれていることは認める。

5 (i) 「(2) 気候変動における平穏生活権」について

a 「ア 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針」について

第1段落について、甲B第25号証に原告ら引用の記載があることは認める。

第2段落について、「判時356号3頁」とあるのは「判時2356号3頁」と解した上で、原告らが引用する各裁判例が存在することは認める。

b 「イ 原発事故における平穏生活権」について

各裁判例におおむね原告ら引用の内容が含まれることは認める。

c 「ウ 気候享受権」について

15 争う。

(ii) 「(3) 平穏生活権侵害」について

否認又は争う。

5 「第5章 国の責任」について

(i) 「第1 国の義務」(柱書き)について

20 原告らの主張は争う。パリ協定上の温室効果ガス排出削減に関する義務が飽くまで国家間の約束に基づく義務であって、個々の国民の権利義務を直接定めるものではないこと等は、後記第4の2(2)のとおりである(ここでいう「義務」の内容は、後記第4の3(3)～(5)参照)。

ア 「1 温室効果ガス排出削減義務」について

25 (i) 「(1) パリ協定締約国の削減義務」について

第1段落について、AR6統合報告書要約(甲A1・5～6頁)に記

載がある限度で認める。

第2段落について、認める。

第3段落について、「I C J 勧告的意見により、(中略)義務を負うことが明らかになったのである」の趣旨が不明であるが、本件 I C J 勧告的意見パラグラフ230 (甲B27の2・60～61頁)が、パリ協定
5 の下での締約国の緩和義務が同協定4条に規定されていることを指摘していることは認める。

(イ) 「(2) 1. 5℃目標の国際合意」について

パリ協定2条1項について、乙第2号証に記載された限度で認め、その余は不知又は争う。なお、温対法2条の2は、「踏まえ」るべきものとしてパリ協定の長期目標を掲げており、温対法が、パリ協定における国際合意を実現することそのものを基本理念としているわけではない。ただし、日本政府として日本が締結したパリ協定上の義務を遵守することは当然であり、パリ協定上の義務を実施するために、温対法等に基づき、
10 必要な措置を実施していくこととしている。

(ウ) 「(3) 先進国の責任」について

a 第1段落について、本件 I C J 勧告的意見のパラグラフ148及び226に同旨の記載があることは認める。被告の主張は、後記第4の3(4)イ(7)のとおりである。

b 第2段落について、否認又は争う。被告の主張は、後記第4の3(4)イ(1)のとおりである。

c 第3段落について、乙第2号証に記載された限度で認める。

d 第4段落について、争う。

(イ) 「(4) 排出削減の水準」について

第1段落について、AR6統合報告書要約(甲A1・28～30頁)に記載がある限度で認める(後記第3の1(1)イも参照)。
25

第2段落について、争う。

第3段落について、日本政府が、原告らが引用する趣旨の発言をしたとの点は否認し、その余はおおむね認める。原告らが引用する趣旨の発言は、2023年（令和5年）5月に開催されたG7広島サミットの首脳コミュニケにおける共同声明であり（甲B18・8頁参照）、日本政府が独自に述べたものではない。

㊦ 「（5）日本の温室効果ガス排出削減義務」について

第3段落について、AR6統合報告書要約（甲A1・28～30頁）に記載がある限度で認める（第3の1（1）イも参照）。

その余は争う。

イ 「2 人権に配慮した緩和策を講じる義務」について

本件ICJ勧告的意見パラグラフ403（甲B27の2・92頁）が人権の保護に十分に配慮した緩和措置に言及していることは認め、その余は否認又は争う。

(2) 「第2 違法性」について

ア 「1 NDC及び温対計画」について

㊦ 「（1）中長期目標の違法性」について

第1段落について、日本政府が、2025年（令和7年）2月18日、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」（甲B8。以下「2025年NDC」という。）及び「地球温暖化対策計画」（甲B5。以下「2025年温対計画」という。）を決定し、同日、2025年NDCを国際連合に提出したことは認める。

第2段落について、2030年度目標に係る記載は否認し、その余は認める。2030年度目標は、従来目標を堅持するものであり、「次期削減目標」とはいえない。また、2030年度目標は、2013年（平成25年）度比46%削減のみならず、50%の高みに向けて挑戦を継続

することとしている（甲B5・19頁）。

第3段落について、AR6統合報告書要約（甲A1）に記載がある限度で認める。

5 第4段落について、「GHGの削減割合の算定基準年をあえて排出量が最も多かった年に設定することによって、その目標が第6次評価報告書の削減目標水準を満たしているかのように見せる欺瞞的手法をとっている」とする点は否認し、その余は不知又は争う。日本は、IPCC第6次報告書が公表される以前である、2015年（平成27年）7月17日の「日本の約束草案（INDC）」（乙9）から、温室効果ガス削減目標の基準年を2013年（平成25年）度としている。

10 第5段落から第7段落までについて、図表12（訴状・54頁）に示されたデータが存在することは認め、その余は否認又は争う。なお、図表12は、温室効果ガス全体のデータではなく、エネルギー起源をCO₂に限ったデータである。また、最新のデータである「世界のエネルギー起源CO₂排出量（2023年）」（乙10・1枚目）では、日本の排出割合は2.7%に低下している。

(イ) 「(2) カーボンバジェット」について

第1段落について、おおむね認める。

20 第2段落について、甲B第6号証に記載がある限度で認め、その余は争う。

第3段落について、争う。

第4段落について、甲B第9号証に記載がある限度で認める。

25 第5段落及び第6段落について、否認又は争う。原告ら主張の累積排出量は計算の前提が不明であり、原告ら主張の「義務」に係る被告の主張は、後記第4の3のとおりである。

(ウ) 「(3) 小括」について

争う。

イ 「2 立法不作為の違法性」(柱書き)について

第1段落について、日本に温室効果ガス排出量の削減目標(NDC)の数値そのものを規定した法律は存在しないことは認め、日本に温室効果ガスの排出に係る規制基準が存在しないとの点は否認する。

国は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の各種規制的措置を講じている。

第2段落は争う。

(ア) 「(1) 判断基準」について

おおむね認める。国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項の「違法」の意義は、後記第4の1(2)のとおりであり、国会議員の立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法と評価される場合は、後記第4の4(2)アのとおりである。

(イ) 「(2) 違憲の明白性」から「(4) 小括」までについて

争う。

(3) 「第3 損害」について

不知又は争う。

6 「第6章 結語」について

争う。

第3 気候変動に関する前提事情

1 気候変動に関する科学的知見

(1) IPCCの概要・経緯(乙14・1頁参照)

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、1988年(昭和63年)にWMO(世界気象機関)とUNEP(国連環境計画)により設立された組織である。IPCCは、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を

与えることを目的として、出版された文献（科学誌に掲載された論文等）に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供している。IPCCは設立以来、政策的に中立であり特定の政策の提案を行わない、という科学的中立性を重視している。

5 IPCCは参加国のコンセンサスに基づき意思決定を行う政府間組織であり、IPCCが作成する報告書は、参加国のコンセンサスにより承認・採択される。このため、IPCCの報告書は、各国が承認・採択した最新の科学的知見として、COP（国連気候変動枠組条約に係る締約国会議）を始めとする国際交渉や国内政策のための基礎情報として世界中の政策決定者に引用
10 されている。

IPCCには、3つの作業部会（WG1、WG2、WG3）と一つのタスクフォース（TFI）が置かれており、WG1は気候システム及び気候変動の自然科学的根拠についての評価を、WG2は気候変動に対する社会経済及び自然システムの脆弱性、気候変動がもたらす好影響・悪影響、並びに気候
15 変動への適応のオプションについての評価を、WG3は温室効果ガスの排出削減等、気候変動の緩和のオプションについての評価を、TFIは温室効果ガスの国別排出目録作成手法の策定、普及及び改定をそれぞれの任務としている。

(2) IPCCによる報告書（乙14・1～2頁）

20 IPCCは設立以来、活動の核として、5～7年毎にその間の気候変動に関する科学的知見の評価を行い、その結果をまとめた「IPCC評価報告書」を作成し、公表してきた。具体的には、1990年（平成2年）に第1次評価報告書（FAR）、1995年（平成7年）に第2次評価報告書（SAR）、2001年（平成13年）に第3次評価報告書（TAR）、2007年（平成
25 19年）に第4次評価報告書（AR4）、2013年（平成25年）～2014年（平成26年）にかけて第5次評価報告書（AR5）、2021年（令和

3年)～2023年(令和5年)にかけて第6次評価報告書(AR6)を公表した。2023年(令和5年)7月からは、第7次評価報告書(AR7)の作成プロセスが開始された。

5 IPCCの評価報告書は、科学的な理解に基づき、主要な知見は事実として、又はIPCCの標準化された表現を用いて評価された確信度に関連づけ記述される。各知見は、基礎となる証拠と見解一致度の評価にその基盤を置いており、「IPCCの標準化された表現」では、確信度⁶を5段階(非常に低い、低い、中程度、高い、非常に高い)で表現している。また、ある効果や結果について評価された可能性⁷の度合を示すために、「ほぼ確実」、「可能性が非常に高い」、「可能性が高い」、「どちらも同程度の可能性」、「可能性が低い」、「可能性が非常に低い」、「ほぼあり得ない」⁸との用語が用いられている(甲A1・4頁)。

IPCCの評価報告書の正確な理解に当たっては、各報告書における確信度の程度等も含む正確な記載を確認することが重要である。

15 (3) AR6の主要な知見

AR6の主要な知見は、2023年(令和5年)3月に公表された「IPCC第6次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約」(甲A1。AR6統合報告書要約)に集約されている。そのうち、日本の温室効果ガス削減目標(NDC)の水準に関連する知見は次のとおりである。

20 ア カーボンバジェット

カーボンバジェットとは、他の人為起源気候強制力の影響を考慮した上

⁶ IPCCの報告書における確信度とは、メカニズムの理解、理論、データ、モデル、専門家の判断等の証拠の種類、量、質、整合性及び見解の一致度に基づき、妥当性・不確実性を定性的に表現する用語をいう。

⁷ IPCCの報告書における可能性とは、不確実性を定量的に表現する用語であり、観測又はモデルによる結果の統計的な解析や専門家の判断に基づき、確率的な表現で評価を示すものをいう。

⁸ 適切な場合は、「可能性が極めて高い」、「どちらかと言えば可能性が高い」、「可能性が極めて低い」も用いられる。

で、地球温暖化を所与の確率で所与の水準に抑制するであろう世界全体の正味の人為的な累積CO₂排出量の最大値をいい、工業化以前（1750年頃に大規模な産業活動が始まる前の数世紀）の時代を起点とした場合は総カーボンバジェット、最近の特定の日を起点とした場合は残余カーボンバジェットと呼ばれる（甲A4・5頁）。

AR6統合報告書要約B. 5. 2（甲A1・27頁）において、「人間の活動によって1000GtCO₂⁹排出されるごとに、世界平均気温は0.45℃（可能性が高い範囲が0.27～0.63℃の最良推定値）上昇する。2020年の初めからの残余カーボンバジェットの最良推定値は、50%の確率で温暖化を1.5℃に抑える場合に500GtCO₂であり、67%の確率で温暖化を2℃に抑える場合は1150GtCO₂である。非CO₂の削減が大きいほど、所与の残余カーボンバジェットに対応する気温が低くなり、同じ水準の気温の変化に対応する残余カーボンバジェットが大きくなる」とされているように、世界の気温上昇を、一定の確率で、一定水準までに抑える場合に許容される温室効果ガス排出量が、残余カーボンバジェットとして示されている。

そして、IPCC第6次評価報告書WG1報告書の政策決定者向け要約（甲A3。以下「AR6WG1要約」という。）D. 1. 2及び表SPM. 2部分（同・29頁）に詳述されているとおり、残余カーボンバジェットは、地球温暖化を所与の水準に抑制できる確率ごとに示された幅のあるものであり、累積CO₂排出量に対する過渡的気候応答及び永久凍土の融解等の地球システムの追加的フィードバック等の不確実性や、非CO₂排出削減量のばらつき等の影響を受けることから、不確実性の幅が大きいものである。

⁹ GtCO₂（ギガトンCO₂）とは、CO₂の排出量や吸収量を表す国際的単位であり、1Gtは、10億トンを指し、1GtCO₂は、CO₂・10億トンを指す。

残余カーボンバジェットを、人口等の何らかの指標に沿って、各国に配分しようとする研究がされているが、現在のところ確立された配分の考え方は存在せず、日本への割当量も存在しない。

イ 世界全体で求められるCO₂及びGHGの削減水準

5 AR 6 統合報告書要約B. 6 (甲A 1・28～30頁)において、世界全体で求められるCO₂及びGHGの削減水準について記載されている。

AR 6 統合報告書要約の表SPM. 1 (甲A 1・29頁)において、世界全体に必要な2019年(平成31年又は令和元年)の排出水準からのCO₂及びGHGの削減率がまとめられており、例えば、「オーバーシュート¹⁰しない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃(>50%)に抑える」場合には、2035年(令和17年)に、GHG全体で49～77%(中央値60%)の削減が必要とされている。

上記表の数値は、オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃(>50%)に抑える、あるいは温暖化を2℃(>67%)に抑える、モデル化された世界全体の経路における排出削減率を、中央値及び5～95パーセンタイル値の幅で示したもの(中央値は、確率が高いことを示すのではなく、5～95パーセンタイルの幅に含まれる経路の中の中央値にすぎない。)である。すなわち、上記の数値は、一定の確率で気温上昇を一定の水準に抑えるために必要な、世界全体で求められる削減水準を、幅をもって示したものであり、不確実性の幅が大きいものである。

上記表は、世界全体で求められる削減水準が幅をもって示しているにすぎず、これが各国に求められる削減目標の水準に直結するものではない。

¹⁰ 気温のオーバーシュートとは、特定の地球温暖化の水準を超過し、その後、特定の期間(例えば2100年以前)にその水準以下まで低下すること。オーバーシュートは少なくとも十年、長くて数十年の期間にわたって発生する(甲A 4・20頁)。

2 気候変動に関する国際的な対応

(1) 国連気候変動枠組条約（甲 B 1）

ア 国連気候変動枠組条約の概要

5 国連気候変動枠組条約は、1992年（平成4年）5月に採択され、1994年（平成6年）3月に発効した（現在の締約国数：198か国・機関）。日本は、1993年（平成5年）5月に受諾の閣議決定及び受諾書の寄託により締結に至っている。

10 本条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の増加によってもたらされ、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれのある気候変動に対処するための国際的な枠組みを定めるものである。

イ 国連気候変動枠組条約の主要な規定（乙 1 5）

15 国連気候変動枠組条約は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的としている（2条）。本条約7条に基づき、1995年（平成7年）からほぼ毎年に行われ、COP（国連気候変動枠組条約締約国会議）が開催されている。

また、本条約は、「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力」という原則（3条1項）により、先進国・途上国の取扱いを次のように区別している（4条）。

- 20
- ・ 附属書Ⅰ国：温室効果ガス削減目標に言及のある国（先進国及び市場経済移行国。具体的な国が列挙されており、日本も含まれる。なお、本条約において削減義務そのものは定められていない。）
 - ・ 非附属書Ⅰ国：温室効果ガス削減目標に言及のない途上国（附属書Ⅰ国以外の国）
 - 25
 - ・ 附属書Ⅱ国：非附属書Ⅰ国が条約上の義務を履行するため資金協力を行う義務のある国（先進国。具体的な国が列挙されており、日本も含まれ

る。)

(2) 京都議定書 (乙3)

ア 京都議定書の概要

京都議定書は、1997年(平成9年)12月の京都におけるCOP3
5 で採択され、2005年(平成17年)2月に発効した(現在の締約国数:
192か国・機関)。日本は、2002年(平成14年)6月に受諾の閣議
決定及び受諾書の寄託により締結に至っている。

国連気候変動枠組条約の附属書I国に対して、一定期間(約束期間)に
おける温室効果ガス排出量の削減義務として、1990年(平成2年)比
10 の削減目標を課す一方で、非附属書I国には同排出量の削減義務は課して
いない。

イ 京都議定書の主要な規定

国連気候変動枠組条約の附属書I国に対して、次の温室効果ガス排出量
の削減義務(1990年〔平成2年〕比)を課した(附属書Bに国毎の数
15 値が記載されている。))。

- ・第一約束期間(2008年〔平成20年〕～2012年〔平成24年〕)

の例:日本-6%、米国-7%、EU-8%の削減。

- ・第二約束期間(2013年〔平成25年〕～2020年〔令和2年〕)の

例:EU-20%の削減。(日本は不参加)

20 なお、米国は、署名はしたものの締結せず、カナダは2012年(平成
24年)12月に脱退している。

上記のとおり、第一約束期間において、日本は、原則、1990年(平
成2年)を基準年として6%のCO₂の削減目標を課されたが、「京都議定
書目標達成計画」を策定するなどして総合的かつ計画的な地球温暖化対策
25 を講じ、同期間中の5か年平均のCO₂の総排出量を12億7800万t
CO₂(1.278GtCO₂)とし、削減目標を達成した。

そして、日本は、米国の不参加や近年の新興国の排出増加等により、京都議定書締結国のうち、第一約束期間で排出削減義務を負う国の排出量は世界の4分の1にすぎないこと等から、締結国ではあるものの、第二約束期間には参加しなかった。

5 (3) パリ協定（乙2）及び日本の約束草案（INDC、乙9）

ア パリ協定の概要

パリ協定は、全ての国が参加する公平で実効的な2020年（令和2年）以降の法的枠組みの採択を目指した交渉の成果として、2015年（平成27年）12月のパリにおけるCOP21で採択され（現在の締約国数：10 194か国・機関）、2016年（平成28年）11月に発効した。日本は、同月に受諾の閣議決定及び受諾書の寄託により締結に至っている。

パリ協定は、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、緩和、適応、支援及び透明性に係る取組、世界全体としての実施状況の検討等について定める。

15 イ パリ協定の主要な規定

パリ協定は、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力」を継続して行うこと等を目標とし（2条1項(a)）、この目標を達成20 するため、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国の温室効果ガスの排出量がピークに達するまでには一層長い期間を要することを認識しつつ、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速25 な削減に取り組むこと」等を目的とする（4条1項）。そして、パリ協定の締約国には、「自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献（引用

者注：NDC）を作成し、通報し、及び維持する」こと、「当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する」こと等が求められる（４条２項）。

5 また、強化された透明性の枠組みの下、２年ごとに隔年透明性報告書（BTR）を提出し（１３条）、パリ協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況を評価するためのパリ協定の実施状況に関する定期的な検討（グローバル・ストックテイク）を５年ごとに行うことが定められている（１４条）。

ウ 日本の約束草案（中期目標）（INDC、乙９）

10 日本は、パリ協定締結に先立ち、２０１５年（平成２７年）７月１７日、地球温暖化対策推進本部において、２０３０年（令和１２年）度の温室効果ガスの削減目標を、２０１３年（平成２５年）度比で２６．０％減（２００５年〔平成１７年〕度比で２５．４％減）とする「日本の約束草案」（日本のINDC）を決定し、同日、国連気候変動枠組条約事務局に提出
15 した。

日本のINDCは、COP２１における決定に基づき、パリ協定上の日本のNDCとみなされることとなった。

その後、COP２６において、パリ協定の下で、２０３０年（令和１２年）を目標年とするNDCの通報又は更新が求められたことから、日本も
20 ２０２０年（令和２年）３月に、NDC（以下「２０２０年NDC」という。）を提出し、日本のINDCで示した削減目標の水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガスの更なる削減努力の追求をしていくこと等を表明した（乙１６）。

エ パリ協定の実施（乙１７）

25 (ア) ２０１６年（平成２８年）１１月、モロッコにおいて、COP２２等が開催され、パリ協定の実施指針等に関する交渉の進め方について、実

実施指針を2018年(平成30年)までに策定すること等が決定された。

(イ) 2018年(平成30年)12月、ポーランドにおいて、COP24等が開催され、パリ協定の精神にのっとり、先進国と途上国との間で取組に差異を設けるべきという二分論によることなく、全ての国に共通に適用される実施指針が採択された。

(ウ) 2021年(令和3年)10月より、英国において、COP26等が開催され、全体決定である「グラスゴー気候合意」として、最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定に定められた1.5℃目標に向け、今世紀半ばのネット・ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締結国に求める内容のほか、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の遞減及び非効率な化石燃料補助金からフェーズアウトを含む努力を加速すること等を求める内容が盛り込まれた。

(エ) 2022年(令和4年)11月、エジプトにおいて、COP27等が開催され、「緩和作業計画」の策定、特に脆弱な国を対象にロス&ダメージへの対処を支援する新たな資金面での措置を講じること及びその一環として基金の設置等が決定された。

(オ) 2023年(令和5年)11月、アラブ首長国連邦において、COP28、CMA5等が開催され、グローバル・ストックテイクが初めて行われ、パリ協定の長期目標の達成に向けて、世界全体ではまだ軌道に乗っていないことや1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性が強調されるとともに、2025年(令和7年)までの世界全体の温室効果ガス(GHG)排出量のピークアウトが必要であること、1.5℃目標達成のためには、2019年(令和元年)比で2030年までにGHGを43%削減、2035年(令和17年)までにGHGを60%削減し、2050年(令和32年)までにCO2排出量を正味ゼロにすることが認識された。そして、各国の異なる国情、経路、アプローチを考慮しな

が行われる、1. 5℃目標達成に向けた世界全体の取組として、締約
国に対し、2030年（令和12年）までに世界全体での再生可能エネ
ルギー発電容量を3倍及びエネルギー効率の改善率を2倍とすること、
排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の遞減に向けた取組の加
速、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行等に貢献するよう
要請された（乙18）。

また、各国には、グローバル・ストックテイクの成果を踏まえつつ、
全ての温室効果ガス・全てのセクターを対象とした排出削減目標を示し
た、次期NDCを提出することが奨励された。

10 3 日本における地球温暖化対策の基本方針

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）及び地球温暖化対策計画（温 対計画）

ア 概要・法目的

温対法は、1997年（平成9年）に京都で開かれたCOP3で京都議
定書が採択されたことを受けて制定された法律であり、「地球温暖化対策
に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の
活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講
ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の
国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献
することを目的」としている（1条）。

イ 基本理念

「地球温暖化対策の推進は、パリ協定第2条1(a)において世界全体の平
均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るもの
に抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.
5度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされて
いることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつ

つ、我が国における2050年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。〔中略〕）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない」とされている（2条の2）。

このように、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年ネット・ゼロの実現を目指す日本の目標については、法律（温対法）で明記されている。

ウ 地球温暖化対策計画（温対計画）の閣議決定

(7) 温対法8条1項は、政府が、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（温対計画、地球温暖化対策計画）を定めなければならないこととし、同条2項は、計画において定めるべき事項として、「温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の削減及び吸収の量に関する目標」（4号）等を挙げている。

他方で、政府が温対計画において定める温室効果ガス削減目標の水準やその達成に向けた政策の在り方については、温対法を含む法規等による規定は設けられていない。

(1) 日本では、パリ協定の採択を受け、2015年（平成27年）12月22日に開催された地球温暖化対策推進本部において、日本のINDC及びパリ協定を踏まえ、温対計画を策定することを決定し、2016年（平成28年）5月13日、地球温暖化対策計画（以下「2016年温対計画」という。）が閣議決定された。

(2) 日本の削減目標等

ア 2050年カーボンニュートラル宣言（2020年〔令和2年〕10月）
（乙19、20）

日本は、2020年（令和2年）10月に、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言した（乙19。以下「2050年カーボンニュートラル宣言」という。）。

5 具体的には、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣（当時）が次のように宣言した（乙20）。

「菅政権では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力してまいります。

10 我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

「もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。」

15 **イ 2030年度の削減目標の決定（2021年〔令和3年〕10月）**

日本は、2021年（令和3年）4月に、2020年NDCを更新する形で、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年（令和12年）度における温室効果ガス排出量の46%削減（2013年〔平成25年度〕比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること（以下「2030年度削減目標」という。）を表明した（乙21）。

20 これを踏まえ、日本は、2021年（令和3年）10月22日に、2030年度削減目標が記載された「日本のNDC（国が決定する貢献）」（以下「2021年NDC」という。）を決定し、同日、国連気候変動枠組条約事務局へ提出した（甲B7、乙21）。

25 なお、日本政府は、同日、2050年カーボンニュートラルに向けた基本的な考え方等を示す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を

閣議決定するとともに（乙１９）、２０３０年度削減目標及びその裏付けとなる対策や施策を記載した地球温暖化対策計画（甲Ｂ４。以下「２０２１年温対計画」という。）を閣議決定した（乙２２）。

ウ ２０３５年度及び２０４０年度の削減目標の決定（２０２５年〔令和７年〕２月）

日本は、２０２５年（令和７年）２月１８日に、新たな「日本のＮＤＣ（国が決定する貢献）」（２０２５年ＮＤＣ）を国連気候変動枠組条約事務局へ提出した（甲Ｂ８）。

２０２５年ＮＤＣでは、世界全体での１．５℃目標と整合的で、２０５０年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、２０３５年（令和１７年）度、２０４０年（令和２２年）度において、温室効果ガスを２０１３年（平成２５年）度からそれぞれ６０％、７３％削減することを目指すこととした。

すなわち、２０２５年ＮＤＣは、２０３０年度削減目標については堅持した上で、新たに２０３５年（令和１７年）度及び２０４０年（令和２２年）度の削減目標を設定したものである。

なお、以下のとおり、２０２５年ＮＤＣが閣議決定された同日には、２０２１年温対計画を改定した地球温暖化対策計画（甲Ｂ５、２０２５年温対計画）も閣議決定された。

(3) ２０２５年温対計画（甲Ｂ５）

ア 法的位置づけ

温対法８条１項に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画であり、閣議決定をもって決定している。

イ 策定・改定の経緯

２０２１年温対計画について、温対法９条１項及び同計画の定めに従い、同計画に定められた目標及び施策について検討を加える必要が生じたこ

とに加え、前記2(3)エ(オ)のとおり、COP28におけるグローバル・ストックテイクに関する決定等の成果を踏まえつつ、2025年(令和7年)までに次期の「国が決定する貢献」(NDC)を提出することが要請された。

5 これを受け、日本政府は、「中央環境審議会地球環境部会2050年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討ワーキンググループ(合同会合)」¹¹を設置し、将来世代や関係省庁からのヒアリングも行いながら、国民に公開する形で新たな削減目標及び地球温暖化対策計画の改定の検討を行った。このような検討を経て、NDCを含む地球温暖化対策計画改定案の政府原案を取りまとめ、2024年(令和6年)12月の地球温暖化対策推進本部で決定した。さらに、政府原案について、パブリックコメントを経て、2025年(令和7年)2月に、NDCを含む地球温暖化対策計画の改定について、地球温暖化対策推進本部で決定の上、閣議決定した。

15 ウ 計画の内容

2025年温対計画は、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向(第1章)、温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標(第2章)、その目標達成のための対策・施策(第3章)等を定めている。

2025年温対計画においては、2035年(令和17年)度及び2040年(令和22年)度の削減目標(NDC)について、1.5℃目標に整合的で野心的なものと位置づけられている(甲B5・13頁)。

4 日本の温室効果ガスの排出・吸収量

2024年(令和6年)度における、日本の温室効果ガス排出・吸収量(排

¹¹ その後、分科会名変更に伴い、「中央環境審議会地球環境部会2050年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討WG(合同会合)」となった。

出量から吸収量を差し引いた実質の排出量)は、約9億9400万トンであり、削減目標の基準年である2013年(平成25年)度比では28.7%減、また前年度(2023年〔令和5年〕度)比では1.9%減である。これは、削減目標の基準年である2013年(平成25年)度以降で最も低い値であり、
5 初めて10億トンを下回った(乙23・1頁)。

年度ごとに多少の振れ幅はあるものの、日本においては、2050年ネット・ゼロの実現に向け、全体としての減少傾向が継続している。

第4 被告の主張

10 1 はじめに

(1) 原告らの主張の概要

原告らは、被告が、先進国として、1.5℃目標の達成と整合する温室効果ガス排出削減義務を負い、また、人権に配慮した実効的な緩和策を執らなければならない義務を負うとした上で(訴状・106～110頁)、以下のと
15 おり、被告には、国賠法1条1項適用上の違法が認められる旨主張するものと解される。

ア 2025年NDC及び2025年温対計画は、1.5℃目標に整合しておらず、前記柱書きの義務に反するものであり、これらを策定する行為(以下「2025年温対計画等の策定」という。)は、国賠法1条1項の適用上
20 違法である。このような違法な計画等の策定が、気候変動を進行させ、その結果、原告らの権利を侵害したのであるから、被告は、原告らに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負う(訴状・110～116頁)。

イ 国会議員は、遅くとも、CMA5が終了した2023年(令和5年)12月時点で、1.5℃目標を達成するための実効的な立法措置を執るべき義務を負っていたところ、1.5℃目標を達成するために必要な水準・経
25 路で排出削減を行う中間目標を定めた法律や、CO2を始めとする温室効

果ガスの排出についての規制基準は存在せず、このような立法不作為（以下「原告ら主張の各立法不作為」という。）は憲法13条及び25条に違反し、国賠法1条1項の適用上違法である。よって、被告は、原告らに対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償責任を負う（訴状・116～121頁）。

5 (2) 国賠法1条1項の「違法」の意義等

国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合には、国又は公共団体がその賠償責任を負うことを定めたものである。

10 同項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいい（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169頁、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁、最高裁平成20年4月15日第三小法廷判決・民集62巻5号1005頁、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427頁、最高裁令和4年5月25日大法廷判決・民集76巻4号711頁等参照）、公権力の行使に当たる公務員の行為が同項の適用上「違法」と評価されるためには、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要である（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁、最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・集民191号127頁、最高裁平成19年11月1日第一小法廷判決・民集61巻8号2733頁、最高裁令和5年10月26日第一小法廷判決・集民270号215頁等）。

25 この国賠法上の「違法」についての主張立証責任は、原告側が負うものと解されている（井上繁規・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度114頁、東京高裁平成11年4月26日判決・判例時報1691号57頁参照。なお、

同判決に対する上告及び上告受理申立ては、最高裁平成12年2月29日第三小法廷決定により、上告棄却及び上告不受理とされている。)

(3) 被告の主張の要旨

被告は、国賠法1条1項の「違法」の意義に係る前記理解を前提に、まずは、原告らの主張する「権利」等は、具体的な権利又は法律上保護された利益とはいえないか、公務員の職務行為により侵害されたとはいえず、そもそも国賠法上の違法性が認められる余地はないことを述べる(後記2)。その上で、事案に鑑み、念のため、被告(国)が国際法上又は国内法上の義務に違反したとはいえないことを述べる(後記3)。最後に、改めて、2025年温対計画等の策定や原告ら主張の各立法不作為について、国賠法1条1項適用上の違法は認められないことを述べることとする(後記4)。

2 国賠法上保護された権利又は利益の侵害があるとはいえないこと

(1) 権利又は法律上保護された利益の侵害がなければ国賠法上の違法を認める余地がないこと

ア 国家賠償制度が個々の国民の権利又は法的利益の侵害を救済するものであることの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法は、当該個々の国民の権利又は法律上保護された利益に対する侵害があることを前提としている。これは、国賠法が民法の不法行為(同法709条以下)の特別法であることから明らかである。

現に、最高裁においても、「法律上の利益ないし権利」、「法的利益」、「法律上保護された利益」の侵害がなければ国賠法に基づく損害賠償請求をすることができないことを当然の前提とした判示が繰り返されている(最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・集民91号639頁、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277頁、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・集民159号161頁等)。

したがって、国賠法上の違法性判断の前提として、原告らの具体的な権

利又は法律上保護された利益（国賠法上保護された権利又は法的利益）が存在し、かつ、これらが公権力の行使に当たる公務員の職務に関する行為により侵害されることが必要であって、これらが存在しない場合には、当該公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反したか否かの判断に入るまでもなく、国賠法上の違法性が認められる余地はないこととなる。

イ 原告らは、原告らの「生命・健康についての権利」、「成長発達権」、「営業の自由」、「財産権」、「環境権」及び「平穏生活権・気候享受権」の侵害を主張する（訴状・91～106頁）。しかし、そもそも、パリ協定上の温室効果ガス排出削減に関する義務（ここでいう「義務」の内容は、後記3(3)～(5)参照）は、飽くまで国家間の約束に基づく義務であって、個々の国民の権利義務を直接定めるものではない。加えて、原告らの主張する「権利」等を個別に検討しても、下記(2)～(6)のとおり、いずれも、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえないか、公権力の行使に当たる公務員の職務に関する行為により侵害されたとはいえず、原告らの主張は理由がない。

(2) 原告らの主張する「生命・健康についての権利」について、公務員の職務行為により侵害されたとはいえないこと

ア 原告らは、「気温上昇に対応して、熱中症対策（中略）が講じられているにもかかわらず、国民の健康及び生命に重大な被害が発生している」、「気候変動による極端な大雨の発生頻度及び強度が増加していることから土砂災害による被害も（中略）増えている。これによって、財産のみならず、生命・健康に対する被害も発生しており」、「気候変動によって国民の生命・健康についての権利が侵害されており、それが年々深刻化していることに疑いの余地はない」と主張している（訴状・92～93頁）。

イ しかし、2025年温対計画等の策定や原告ら主張の各立法不作為は、

いずれも、それ自体、直ちに原告らの生命や健康に危険をもたらすものとはいえない。

5 1. 5℃目標は、日本のみに求められる目標ではなく、2023年（令和5年）11月におけるグローバル・ストックテイクからも明らかなように、各国の異なる国情、経路、アプローチを考慮しながら目指す、世界全体の努力目標であり、その達成は、日本のみならず世界全体の努力により実現されるものである。2025年温対計画等の策定や原告ら主張の各立法不作為によって、直ちに原告らが主張するような、熱中症や土砂災害の増加による生命や健康に対する現実的な危険が切迫し、具体化するものではない（原告ら主張の各立法不作為について、原告らは、立法義務の具体的な内容を明らかにしておらず、違法な立法不作為がなかったならば〔すなわち、立法義務が果たされていれば〕、どのような因果経過をたどることになったと主張するのも不明である。）。10

15 そうすると、2025年温対計画等の策定や原告ら主張の各立法不作為により、原告らの生命、健康に対する具体的な危険が客観的に生じたとはいえず、原告らの「生命・健康についての権利」が侵害されたとはいえない。

(3) 原告らの主張する「成長発達権」について、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえず、その侵害があったともいえないこと

20 ア 原告らは、児童の権利条約6条、19条、24条、28条及び31条や、憲法13条、21条、25条及び26条等を挙げ、「子どもが心身ともに健やかに成長・発達する権利」を「成長発達権」とし、気候変動による生活様式の変化により、子どもが体験できる遊びや学びの機会が喪失され、当該権利が侵害されているとし、併せて、将来世代の権利・利益（成長発達権）についても十分に考慮されなければならないと主張するものと解される（訴状・94～96頁）。25

イ しかし、そもそも、原告らは、「成長発達権」について、「子ども」を享有主体と捉えていると解されるところ、原告らのうち「子ども」に該当しない者が、被告（国）に対して国家賠償請求をするに当たって、「成長発達権」を理由とすることは失当であるといわざるを得ない。

5 これをおくとしても、原告らの前記アの主張は極めて抽象的であり、原告らの主張する「子どもが心身ともに健やかに成長・発達する権利」や「成長発達権」は、具体的内容が何ら明らかでなく、その外延も不明であって、特定性・明確性を欠く極めて曖昧なものであるから、具体的権利性を認めることができないものである。これを「侵害」の観点から検討しても、原告らが上記権利の侵害として述べるところは、結局のところ、気候変動によって外気の温度が上昇することで、屋外での活動等が制約され、子どもが屋内での活動をせざるを得なくなるなどの生活様式の変化が、何らかの成長の阻害となったりするのではないかという漠然とした不安感、危惧感にとどまり、権利又は法的利益の「侵害」とはいえないものであって、このことは、ひいては、原告らの主張する「成長発達権」が、具体的権利性を欠くものであることを裏付けている。原告らは、将来世代の権利・利益（成長発達権）についても十分に考慮されなければならないとするが、そもそも原告らの権利・利益ではなく、また、国賠法1条1項適用上の違法が認められるかどうかを検討するに当たって、将来の不確定な事象を考慮することには限界がある。

したがって、原告らの主張する「成長発達権」は、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえず、また、その侵害があったともいえない。

(4) 原告らの主張する「営業の自由」、「財産権」について、公務員の職務行為により侵害されたとはいえないこと

25 ア 原告らは、気候変動による農林水産業への影響は極めて深刻であり、「事業の基盤そのものを破壊し、それらを活かした生業の継続・生計の維持そ

のものを不可能ならしめるものであり、営業の自由に対する看過し得ない侵害である」と主張する（訴状・96～97頁）。また、原告らは、気候変動により農林水産業は大きな打撃を受け、収益も減少しており、これに従事する者の財産権を侵害しているほか、気候変動により食料品の価格の高騰や電気代の上昇が生じるなどしていることも、財産権の侵害である旨主張する（訴状・97～98頁）。

イ しかし、前記(2)イと同じく、1. 5℃目標の位置づけ等を踏まえれば、2025年温対計画等の策定や原告ら主張の各立法不作為は、いずれも、それ自体、直ちに原告らが主張するような、農林水産業者の営業の自由及び財産権に対する危険や、その他、日本国内で生活する者の財産権に対する危険をもたらすものとはいえない（原告ら主張の各立法不作為について、原告らは、立法義務の具体的な内容を明らかにしていないことは前記(2)イと同様である。）。

そうすると、本件各行為により、原告らの営業の自由又は財産権に対する具体的な侵害が客観的に生じたとはいえず、原告らのこれら権利・利益が侵害されたとはいえない。

(5) 原告らの主張する「環境権」について、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえないこと

ア 原告らは、日本における議論のほか、本件ＩＣＪ勧告的意見パラグラフ393や2022年（令和4年）7月の国連総会決議等に言及し、「日本においても、清浄で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利としての環境権が基本的人権として保障されるべきである」とし、気候変動によって、人々の環境権が現に侵害されていることは明らかであると主張する（訴状・98～101頁）。

イ しかし、環境は一般に地域的広がりをもつ自然的・社会的諸条件を含み、人の生活に密接な関係のある生活環境から、自然環境、地球環境にま

で至る広範な概念であり、しかもそれは人や立場によって認識、評価が著しく異なり得るものであるから、権利の対象となる環境の範囲及びこれに係る受益の内容は極めて不明確であり、ひいてはその権利者の範囲も確定し難い。したがって、実定法上の根拠がないばかりか、権利の主体、客体及び内容の不明確な「環境権」は、具体的権利性を認めることができないものであることは明らかである¹²。

さらに、国際法の観点からみても、環境権については、慣習国際法上、確立した権利として認められておらず、日本が締結している国際約束（条約）における明文の規定においても、そのような義務は存在しないことから、国際法上、環境権を国内において保護すべき法的義務は存在しない。なお、本件 I C J 勧告的意見パラグラフ 3 9 3（甲 B 2 7 の 2・9 1 頁）は、国際法上、「清浄で健康的で持続可能な環境に対する人権は、他の人権の享受に不可欠である」とする。しかし、そもそも、I C J の勧告的意見には法的拘束力がない上（後記 3 (2)）、本件 I C J 勧告的意見のバンダリ判事個別意見は、「清浄で健康的で持続可能な環境に対する権利」に関して、本件 I C J 勧告的意見はその慣習国際法上の地位や規範的内容を明確にしていない旨述べていることから明らかなとおり（乙 2 4 の 1 及び 2）、本件 I C J 勧告的意見を根拠に、環境権を国内において保護すべき法的義務が存在していると解することはできない。

したがって、原告らの主張する「環境権」は、具体的権利性を認めることができず、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえない。

(6) 原告らの主張する「平穏生活権・気候享受権」について、国賠法上保護さ

¹² 例えば、福岡地裁小倉支部昭和 5 4 年 8 月 3 1 日判決・判タ 3 9 5 号 4 5 頁は、「環境権が現行の実定法上具体的権利としては是認しえないもの」と判示し、名古屋高裁昭和 6 0 年 4 月 1 2 日判決・判タ 5 5 8 号 3 2 6 頁は、「実定法上何らの根拠もなく、権利の主体、客体及び内容の不明確な環境権なるものを排他的効力を有する私法上の権利であるとするは法的安定性を害し許されない」と判示している。

れた権利又は法的利益とはいえず、その侵害があったともいえないこと

ア 原告らは、「何人も生命・身体・財産を侵害されることなく平穩に生きる権利」としての「平穩生活権」を有し、これが包摂する権利には、「気候変動に伴う極端な高温や異常降水、災害、農作物の不作等により生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことなく安定した気候の下で平穩に生活する権利」としての「気候享受権」が含まれるとし、これらの権利の侵害は深刻である旨主張する（訴状・101～106頁）。

イ しかし、原告らの前記アの主張は極めて抽象的であり、原告らの主張する「気候変動に伴う極端な高温や異常降水、災害、農作物の不作等により生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことなく安定した気候の下で平穩に生活する権利」や「気候享受権」は、具体的内容が何ら明らかでなく、その外延も不明であって、特定性・明確性を欠く極めて曖昧なものであるから、具体的権利性を認めることはできないものである。これを「侵害」の観点から検討しても、原告らが上記権利の侵害として述べるところは、結局のところ、気候変動によって熱中症や災害、農作物の不作等によって生命・身体・財産に影響があるのではないかという漠然とした不安感、危惧感にとどまり、権利又は法的利益の「侵害」とはいえないものであって、このことは、ひいては、原告らの主張する「気候享受権」が、具体的権利性を欠くものであることを裏付けている。

したがって、原告らが、平穩生活権が包摂する権利として主張する「気候享受権」は、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえず、また、侵害があったともいえない。

(7) 小括

以上のとおり、パリ協定上の温室効果ガス排出削減に関する義務は、飽くまで国家間の約束に基づく義務であって、個々の国民の権利義務を直接定めるものではなく、また、原告らの主張する「生命・健康についての権利」、「成

長発達権」、「営業の自由」、「財産権」、「環境権」及び「平穏生活権・気候享受権」は、いずれも、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえないか、公務員の職務行為により侵害されたとはいえない。したがって、本件で国賠法上の違法性が認められる余地はない。

5 3 被告（国）が国際法上又は国内法上の義務に違反したとはいえないこと

(1) はじめに

前記2のとおり、原告らの請求は、公務員の職務行為の違法性の判断（個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反したか否かの判断）に入るまでもなく理由がないが、以下、念のため、2025年温対計画等の策定や
10 原告ら主張の各立法不作為について、被告（国）に国際法上又は国内法上の義務に違反したとはいえないことを述べる。

(2) 国際法上、国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見には法的拘束力がないこと

ア 原告らは、被告が、先進国として、1.5℃目標の達成と整合する温室
15 効果ガス排出削減義務を負い、また、人権に配慮した実効的な緩和策を執らなければならない義務を負う根拠として、本件ICJ勧告的意見に言及する（訴状・107～110頁）。

イ しかし、ICJの勧告的意見は、それ自体として、各国に対する法的拘束力を有するものとは解されていない（乙25）。

20 したがって、本件ICJ勧告的意見で言及されていることのみを根拠に、被告（国）が負う義務の内容やその違反を論じることが不適当である。

(3) 1.5℃目標は、パリ協定上も、その後のCOP決定を踏まえても、努力目標であること

ア 原告らは、パリ協定の定めた1.5℃目標について、COP26（CMA3）及びCOP28（CMA5）で表明された締約国間の合意が、条約
25 法に関するウィーン条約（以下「条約法条約」という。）31条3項(a)の

「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意」に該当すると
して、1. 5℃目標は、遅くとも、COP28（CMA5）が終了した2
023年（令和5年）12月までに、「パリ協定の下で世界の平均気温上昇
を抑制するために締約国が合意した主要な気温目標」となった旨主張する
5 （訴状・107頁）。

イ しかし、以下のとおり、1. 5℃目標は、パリ協定上も、その後のCOP
P決定を踏まえても、努力目標を越えるものではない。

(7) すなわち、まず、パリ協定2条1項(a)は、「世界全体の平均気温の上
昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えるこ
と並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高
い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリス
ク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、
継続すること。」と規定している。1. 5℃目標については、「努力を（中
略）継続する」との規定ぶりからも分かるように、世界全体における継
10 続的な排出削減向上の必要性に鑑み、努力目標として言及されたものと
いえる。

(i) 次に、COP26及びCOP28における決定について検討すると、
これら決定において、1. 5℃目標が強調されたことは事実であり、日
本は1. 5℃目標を政策目標に据えて地球温暖化対策に取り組んでいる
ところである。しかし、COP26及びCOP28における決定は、い
20 ずれも、飽くまで、努力目標としての1. 5℃目標を定めたパリ協定を
強調、追認しているにすぎない（乙17・98頁、乙18）。

原告らは、本件ICJ勧告的意見パラグラフ224（甲B27の2・
59～60頁）が、COP26及びCOP28における決定は条約法条
約31条3項(a)の「後にされた合意」に該当するとした旨主張するが、
25 そもそも、これら決定の位置づけは、上記のとおりであるから、これら

が「後にされた合意」に該当するか否かは、1.5℃目標の意義に関する結論を左右するものではない。

ウ 以上のとおり、1.5℃目標は、パリ協定において「努力目標」として言及されたものであり、COP26及びCOPにおける決定は、努力目標としての1.5℃目標を定めたパリ協定を強調、追認しているにすぎない。

なお、繰り返しになるが、日本は、その上で、1.5℃目標を政策目標に据えて地球温暖化対策に取り組んでいるところである。

(4) 国際法上、原告らの主張するような温室効果ガス排出削減義務が生じているとはいえないこと

ア 原告らは、「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則」、デュー・ディリジェンスの観点、パリ協定4条4項を踏まえると、日本を含む先進国は、開発途上国と比べて、温室効果ガス排出削減に関して、より重い責任を負うとし、日本は、1.5℃目標を達成するべく、少なくとも、COP28で確認された水準（前記第3の2(3)エ(オ)参照）を上回る温室効果ガス排出削減義務を負う旨主張する（訴状・107～110頁）。

イ しかし、国際法上、日本を含む先進国において、開発途上国と比べて、温室効果ガス排出削減に関して、いわば無制限に、より重い責任を負うとか、1.5℃目標を達成するべく、COP28におけるグローバル・ストックテイクで確認された水準（前記第3の2(3)エ(オ)参照）を上回る温室効果ガス排出削減義務を負うなどとはいえず、原告らの主張は誤りである。

以下詳述する。

(7) 「各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異ある責任及び各国の能力に関する原則」をもって、先進国が、排出削減に関して、開発途上国と比べて、より重い責任を負うと解することは誤りであること

a 原告らは、先進国が開発途上国と比べて、温室効果ガス排出削減に

関して、より重い義務を負っていることの根拠として、「気候変動枠組条約、京都議定書及びパリ協定のいずれにも含まれる『共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則』は、各国の歴史的・現在の貢献、経済的・社会的発展を含む各国の現在の能力及び国情の違いを踏まえた上で、気候変動に関する義務の負担を公平に配分する必要を反映したものである。パリ協定においては、『各国の異なる事情に照らした』の文言が当該原則を修飾しているものの、当該原則の核心を変えるものではない。これらの内容は、本ＩＣＪ勧告的意見パラグラフ１４８・１７９・２２６とも整合する」と主張する（訴状・

b しかし、原告らの指摘する「各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則」（パリ協定２条２項）の定めでもって、直ちに、原告らの主張するように、先進国が開発途上国と比べて、温室効果ガス排出削減に関して、より重い義務を負うとはいえない。

また、原告らが指摘する本件ＩＣＪ勧告的意見パラグラフ１４８（甲Ｂ２７の２・４４頁）をみると、同パラグラフは、「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則」について、温室効果ガスの累積排出量に対する各国の歴史的及び現在の寄与のみならず、経済的・社会的発展を含む各国の能力及び国情の違いも考慮していると指摘している。さらに、本件ＩＣＪ勧告的意見パラグラフ１５０（同頁）をみると、先進国と後発開発途上国との間には、国連気候変動枠組条約締結後に開発が大幅に進展し、現在では世界全体の温室効果ガス排出量に大きく寄与し、気候変動への対応に貢献できる資源と能力を有する国が存在すると述べている。

c すなわち、パリ協定の「各国の異なる事情に照らした共通に有して

いるが差異ある責任及び各国の能力に関する原則」(2条2項。4条3項も参照)とは、各国を、先進国と開発途上国に二分し、単に、前者が後者と比べて、より重い責任を負うことを示した原則ではなく、むしろ、各国の経済状況や温室効果ガス排出割合が大きく変化している中、1.5℃目標達成に向けては、先進国のみならず、主要排出国や新興国を含む全ての国による取組が必要であるということを示したものであると解される。

d したがって、「各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異ある責任及び各国の能力に関する原則」や、これに関連した本件ICJ勧告的意見の記述をもって、何の限定もなく、先進国が、排出削減に関して、開発途上国と比べてより重い責任を負うと解することは、誤りであるといわざるを得ない。

(イ) デュー・ディリジェンスの観点をもって、先進国が、排出削減に関して、開発途上国と比べてより重い責任を負うと解することは誤りであること

a 原告らは、先進国が開発途上国と比べて、温室効果ガス排出削減に関して、より重い義務を負っていることの根拠として、「国際慣習法の下で、国家は環境に対する重大な損害を防止する義務、すなわちデュー・ディリジェンスをもって行動する義務を有し、デュー・ディリジェンスが求める行動の要素には各国がその能力に応じて適切かつ必要に応じた予防的な措置を講じることが含まれる。デュー・ディリジェンスの概念と『共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則』は関連しており、異なる締約国のNDCを評価する際には、累積的な温室効果ガスの排出量への歴史的寄与度等が評価基準となる。これらの内容は、本ICJ勧告的意見パラグラフ132～139・247とも整合する。」と主張する(訴状・108頁)。

b しかし、国が他国を害するような方法で自国の領域を使用してはならないという損害防止原則（又は領域使用管理責任）は、慣習国際法上の規則として確立しているところ、他国の環境に損害が生じたら国が当然に責任を負うという無過失責任を主張する説は支持されておらず、損害防止原則の下で国が責任を負うのは、「相当の注意」（due diligence）義務を怠ったときだけであり、自国の領域で活動する私人による侵害行為についても、国が相当の注意をもって防止しなかった場合に初めて国は責任を負うと解されている。また、損害防止原則の下で求められる相当の注意義務の程度は、個々の事案の状況や国の能力等によって異なるとされている（以上につき、岩沢雄司「国際法（第2版）」314～316、556～558頁）。このように、「相当の注意」（デュー・ディリジェンス）義務の程度は、個々の事案等に応じて異なるものであるから、「相当の注意」（デュー・ディリジェンス）の概念のみをもって、国が負う具体的・一義的な義務を導くことは不可能であり、先進国が、排出削減に関して、発展途上国と比べてより重い責任を負うなどといえるものではない。

本件 I C J 勧告的意見パラグラフ 247（甲 B 27 の 2・63～64 頁）をみても、同パラグラフは、「相当な注意（due diligence）の多様な性格および共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則に則り、異なる締約国の NDC を評価する際の基準は、とりわけ累積的な温室効果ガスの排出量への歴史的な寄与度、および当該締約国の開発水準と国事情（ママ）などに応じて異なる。裁判所は、（中略。引用者注：過去の I C J 判決において）法的概念としての相当な注意（due diligence）と国家の事情との関係を認め、相当な注意は『具体的な評価を必要とする』ものであり、当該国家の事情や、顕著な行為や出来事に影響を及ぼす能力によって異なる場合があると指摘した（括弧内

略)。したがって、相当な注意 (due diligence) の概念と、各国の異なる事情を踏まえた共通だが差異ある責任の原則との間に関連性がある。」としている。つまり、このパラグラフは、原告らが主張するように「異なる締約国のNDCを評価する際には、累積的な温室効果ガスの排出量への歴史的寄与度等が評価基準となる」と述べるものではなく、異なる締約国のNDCを評価する際に適用すべき基準は、温室効果ガスの累積排出量への当該締約国の歴史的な寄与に加え、当該締約国の発展段階や国の事情によって異なる旨を述べるものである。

c 以上を踏まえれば、デュー・ディリジェンスの観点や、これに関連した本件 I C J 勧告的意見の記述を踏まえても、何の限定もなく、先進国が、排出削減に関して、開発途上国と比べて、より重い責任を負うと解することは誤りである。

(ウ) パリ協定 4 条 4 項をもって、先進国が、排出削減に関して、開発途上国と比べてより重い責任を負うと解することはできないこと

a 原告らは、先進国が開発途上国と比べて、温室効果ガス排出削減に関して、より重い義務を負っていることの根拠として、パリ協定 4 条 4 項の規定内容を指摘する (訴状・108 頁)。

b パリ協定 4 条 4 項は、「先進締約国は、経済全体における排出の絶対量での削減目標に取り組むことによって、引き続き先頭に立つべきである。開発途上締約国は、自国の緩和に関する努力を引き続き強化すべきであり、各国の異なる事情に照らして経済全体における排出の削減目標又は抑制目標に向けて時間とともに移行していくことが奨励される。」と規定している。

このうち、先進国が取り組むとされる「経済全体における排出の絶対量での削減目標」は、エネルギー、工業プロセス及び製品の利用、農業等の全ての経済分野にわたる温室効果ガスの総排出量を削減する

目標を指すとされる。他方、開発途上国が時間とともに移行していくことが奨励される「経済全体における排出の削減目標又は抑制目標」には、先進国の目標のように「絶対量での」という限定はされていないものの、ここには、現状の対策を維持した場合と比べたBAU (Business As Usual) 比の目標、GDP原単位の目標や人口比の目標は含まれ得ると解される。パリ協定4条4項は、ここに挙げた以上に、先進国と開発途上国の目標の区別を規定しておらず、先進国が、排出削減に関して、開発途上国と比べてより重い責任を負うとか、1.5℃目標を達成するべく、少なくともCOP28で確認された水準を上回る温室効果ガス排出削減義務を負うとの定めを置いていない。

c 以上によれば、パリ協定4条4項の規定をもって、先進国が、排出削減に関して、開発途上国と比べてより重い責任を負うとか、ましてや、先進国が、1.5℃目標を達成するべく、少なくともCOP28で確認された水準を上回る温室効果ガス排出削減義務を負うなどと解することはできない。

(I) 「人権に配慮した実効的な緩和策を講じる義務」を根拠に、1.5℃目標の達成と整合する温室効果ガス排出削減義務が生じると解することはできないこと

a 原告らは、本件ICJ勧告的意見パラグラフ403に言及しつつ、被告が「人権に配慮した実効的な緩和策」を執らなければならない旨主張する(訴状110頁)。

b しかし、その主張の趣旨は必ずしも明らかではない。本件ICJ勧告的意見パラグラフ403(甲B27の2・92頁)は、人権の保護に十分に配慮した緩和措置に言及しているものの、その内容は具体的なものではなく、これをもって、被告に、原告らが主張するような温室効果ガス排出削減に係る具体的な義務が生じるとはいえない。

(オ) 小括

5 以上によれば、原告らが指摘する「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則」、デュー・ディリジェンスの観点及びパリ協定4条4項を踏まえても、日本を含む先進国が、開発途上国と比べて、温室効果ガス排出削減に関して、いわば無制限に、より重い責任を負うとか、1. 5℃目標を達成するべく、少なくともCOP28で確認された水準を上回る温室効果ガス排出削減義務を負うなどと解することはできず、原告らの主張は理由がない。原告らは、「人権に配慮した実効的な緩和策を講じる義務」にも言及するが、これをもって、被告に、原告らが主張するような具体的な義務が生じるとはいえない。

10 (5) 国際法上、温室効果ガス排出削減に関する国内措置の内容には各国の裁量が認められ、日本に温室効果ガス排出削減に関する国際法上の義務違反はないこと

ア パリ協定上の温室効果ガス排出削減に関する義務について

15 (ア) パリ協定は、世界全体の平均気温の上昇に関する目標を定めつつ（2条1項(a)）、その目標の達成方法について、各締約国に対し、独自に設定する具体的な目標であるNDCを作成するなどした上で、これを達成するための国内措置を遂行することを求めている（4条2項）。そして、NDCについては、各国の異なる事情（different national
20 circumstances）に照らして、できる限り高い野心（highest possible ambition）を反映することと定める（4条3項）のみで、「できる限り高い野心」について明確な基準を定めておらず、NDC及び国内措置の具体的な内容や、これを法律によるべきか否かなどについては言及していない。

25 本件ICJ勧告的意見パラグラフ242（甲B27の2・62～63頁）も、各国のNDCの「野心」について取り上げ、その水準は、「完全

に締約国の裁量に委ねられているわけではない」としつつ、各国のNDCの内容について、「気温目標の達成に適切な貢献できるものでなければならぬ」、「NDCに含まれる野心が、(中略)世界平均気温の上昇を1.5℃未満に抑えることに関連する必要がある」とするにとどまり、それ

5 以上の具体的な基準は示していない。なお、本件ICJ勧告的意見に法的拘束力がないことや、日本は政策として1.5℃目標を採用し、地球温暖化対策に取り組んでいるが、パリ協定上、1.5℃目標は努力目標であることについては、前記(3)のとおりである。

(i) そして、国際法上、国内措置の具体的内容や国内措置を法律により定めるべきかについて明確な規定等は存在しない。また、各国において異なる国情があり、地球温暖化対策として取り得る国内措置も異なるといえる。

(ii) そうすると、パリ協定は、具体的な目標の設定やその目標達成のための具体的な国内的措置については各締約国に委ねる仕組みを採用したものといえ、国際法上、温室効果ガス排出削減に関する国内措置の具体的な内容や、法律によるべきか否かなどについては当該国の裁量が認められていると解すべきである。

イ 被告は、パリ協定上の温室効果ガス排出削減に関する義務を果たしていること

(7) 前記第3の3(2)ウのとおり、2025年NDCは、2035年(令和17年)度、2040年(令和22年)度において、温室効果ガスを2013年(平成25年)度からそれぞれ60%、73%削減することを目指しており、この数値は、AR6における「オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃(>50%)に抑える」ための削減率の幅に収まっており、パリ協定が定める1.5℃

20

25

目標とも整合的である(甲B5・13頁)。また、2035年(令和17

年)度、2040年(令和22年)度において、温室効果ガスを2013年(平成25年)度からそれぞれ60%、73%削減という目標は、これまでの取組に加え、大幅削減に資する革新的なイノベーションの実装が必要となるもので、決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠な、極めて野心的なものであって(甲B8・10頁。甲B5・19頁¹³も参照)、パリ協定4条3項の「できる限り高い野心」を反映したものといえる。さらに、2025年温対計画において、上記目標の達成に向け、GX2040ビジョン及びエネルギー基本計画と一体的に対策・施策を盛り込むとともに(甲B5・14頁、乙26・2頁、今後フォローアップを通じて対策の具体化と柔軟な見直し・強化を図っていくこととしているため(甲B5・18頁)、2025年NDCは、具体性や実現可能性の観点からも十分な内容である。

15 以上のとおり、2025年NDC(及び2025年温対計画)は、パリ協定やその後のAR6の内容に沿うもので、被告(国)は、国際法上予定された裁量の範囲で、適切な計画等の策定を行っているものであって、パリ協定上の温室効果ガス排出削減に関する義務を果たしているといえる。

20 (イ) これに対し、原告らは、AR6において、1.5℃目標の算定基準年を2019年(令和元年)比とすべき旨が定められているのに、2025年NDC及び2025年温対計画が、2013年(平成25年)度比

¹³ 「この2035年度及び2040年度における目標は、(中略)2050年ネット・ゼロを実現するために必要となる技術革新及びその社会実装並びに必要な資源の供給量及び価格等、様々な不確実性が非常に大きい中、その実現は容易ではないが、官民が、予見可能性を持って、排出削減と経済成長の同時実現に向けて取組を進めるため、野心的な目標として設定するものである。」

の目標を設定しているのは、あえてCO₂の排出量が最も多かった年を算定基準年とする欺瞞的手法であり、1.5℃目標の達成と整合する温室効果ガス排出削減義務に反している旨主張する（訴状・110～112頁）。

5 しかし、日本においては、AR6が公表される以前である、2015年（平成27年）7月の日本のINDC以来、温室効果ガス排出削減目標の基準年を2013年（平成25年）度としてきており、2025年NDCや2025年温対計画政策においても、継続性の観点から算定基準年を引き続き同じ年度にしたというものであって、原告らが主張する
10 ような意図はなく、何ら不合理なものではない。また、AR6における世界全体で求められる削減水準は、前記第3の1(3)イのとおり、幅をもって示された不確実性の幅が大きいものであり、各国に求められる削減目標の水準に直結するものではない。

 よって、AR6を踏まえても、2025年NDC及び2025年温対
15 計画が、温室効果ガス排出削減に関する国際法上の義務に反しているとはいえず、原告らの主張に理由はない。

(ウ) また、原告らは、国会議員が、遅くとも、CMA5が終了した2023年（令和5年）12月時点で、1.5℃目標を達成するための実効的な立法措置を執るべき義務を負っていた旨主張するが（原告ら主張の各
20 立法不作為。前記1(1)イ）、国際法上、国内措置を法律により定めるべきかについて明確な規定等はなく、これを法律によるべきかについては当該国の裁量が認められていると解すべきである（前記ア）ところ、既に制定された気候変動に係る国内法以上の内容を法律により定めるべき
 具体的事情があったことはうかがわれない。

25 (I) よって、被告は、2025年温対計画等の策定や原告ら主張の各立法不作為のいずれの観点からみても、パリ協定上の温室効果ガス排出削減

に関する義務を果たしており、同義務に違反しているとはいえない。

ウ まとめ

以上のとおり、国際法上、温室効果ガス排出削減に関する国内措置の具体的な内容や、法律によるべきか否かなどについては各国の裁量が認められるところ、日本が温室効果ガス排出削減に関する国際法上の義務に違反したとはいえない。

(6) 国内法上、国内措置については、行政庁の裁量が認められ、現時点で更なる立法による具体化が求められているともいえず、温室効果ガス排出削減に関する国内法上の義務違反はないこと

ア 気候変動に係る国内法についてみるに、まず、環境基本法は、その目的を「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」とした上で（１条）、同法６条において、国が、環境保全についての基本理念にのっとり、「環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策」を策定及び実施する責務を有すると定める。

また、温対法は、その目的を「地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」とした上で（１条）、同法３条において、国の責務として、気候変動等に係る「観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。」（１項）、「温室効果ガス排出の量の削減等のための施策を推進するとともに、（中略。引用者注：関連施策との間の）調和を図りつつ温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。」（２項）などといった定めを置

き、地球温暖化対策を策定しこれを実施する責務等を定めている。

イ しかし、気候変動をめぐるこれらの国内法においては、1.5℃目標を達成するための地球温暖化対策の内容や実施方法について、裁量の余地がないような、具体的義務を定めた規定は見当たらない。

5 加えて、「環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策」や「総合的かつ計画的な地球温暖化対策」を策定し、実施するには、環境の保全や地球温暖化対策に関わる多種多様な事情を総合的に考慮し、科学的知見に基づき考察することが不可欠であって、行政庁の専門的・政策的な裁量を必要とするものであるといえる。

10 以上によれば、国内法上、温室効果ガス排出削減に関する国内措置の具体的な内容については、行政庁の裁量が認められていると解すべきである。

また、現時点で、更なる立法による具体化が求められているともいえない。

ウ そして、2025年NDCや2025年温対計画がパリ協定上の義務を果たすものであることや、既に制定された気候変動に係る国内法以上の内容を法律により定めるべき具体的事情があったとしようがわれないことは
15 前記(5)イのとおりであって、被告は、温室効果ガス排出削減に関する国内法上の義務に違反したともいえない。

4 2025年温対計画等の策定及び原告ら主張の各立法不作為のいずれについても、国賠法1条1項の適用上違法とはいえないこと

20 (1) 2025年温対計画等の策定について

ア 原告らは、2025年NDC及び2025年温対計画が、1.5℃目標に整合していないなどとして、これらを策定する行為（2025年温対計画等の策定）は、国賠法1条1項の適用上違法である旨主張する（訴状・110～116頁）。

25 イ しかし、前記2のとおり、原告らが主張する「権利」等は、いずれも、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえないか、これが公務員の職

務行為により侵害されたとはいえず、国賠法上の違法性が認められる余地はない。

ウ 加えて、前記 3 (5) のとおり、国際法上、温室効果ガス排出削減に関する国内措置の具体的な内容については各国の裁量が認められるところ、2025 年 NDC 及び 2025 年温対計画は、パリ協定上の義務を果たすものである。また、前記 3 (6) のとおり、国内法上、温室効果ガス排出削減に関する国内措置の具体的な内容については行政庁の裁量が認められるところ、2025 年 NDC 及び 2025 年温対計画が、国内法上の義務に違反するものであることを基礎づける具体的事情は見当たらない。

よって、2025 年温対計画等の策定が、国民に憲法上保障されている権利・利益を合理的理由なく制約し、憲法の規定に違反することが明白であるなどとは到底いえない。

エ 以上によれば、2025 年温対計画等の策定について、国賠法 1 条 1 項の適用上違法などとはいえず、原告らの前記アの主張には理由がない。

15 (2) 原告ら主張の各立法不作為について

ア 国会議員の立法不作為が国賠法 1 条 1 項の適用上違法と評価される場合

前記 1 (2) のとおり、国賠法 1 条 1 項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう。そして、国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国賠法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受けるものではない。

もつとも、①法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、②国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものであるとして、例外的に、その立法不作為は、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けることがあると解される（最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427頁）。

イ 検討

(7) 原告らは、国会議員は、遅くとも、CMA5が終了した2023年（令和5年）12月時点で、1.5℃目標を達成するための実効的な立法措置を執るべき義務を負っていたところ、1.5℃目標を達成するために必要な水準・経路で排出削減を行う中間目標を定めた法律や、CO2を始めとする温室効果ガスの排出についての規制基準は存在せず、このような立法不作為（原告ら主張の各立法不作為）は憲法13条及び25条に違反し、国賠法1条1項の適用上違法である旨主張する（訴状・116～121頁）。

(4) しかし、前記2のとおり、原告らが主張する「権利」等は、いずれも、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえないか、これが公務員の職務行為により侵害されたとはいえず、国賠法上の違法性が認められる余地はない。

(ウ) 加えて、前記3(5)のとおり、国際法上、国内措置を法律により定めるべきかについて明確な規定等はなく、これを法律によるべきかについては当該国の裁量が認められるところ、既に制定された気候変動に係る国内法以上の内容を法律により定めるべき具体的事情があったこともうかがわれない。また、前記3(6)のとおり、国内法上も、更なる立法が求め

られているとはいえ、既に制定された気候変動に係る国内法以上の内容を法律により定めるべき具体的事情があったとはうかがわれない。

よって、原告ら主張の各立法不作為が、国民に憲法上保障されている権利・利益を合理的理由なく制約し、憲法の規定に違反することが明白であるなどとは到底いえない。

(イ) 以上によれば、原告ら主張の各立法不作為について、国賠法1条1項の適用上違法などとはいえ、原告らの前記アの主張には理由がない。

第5 結語及び相互保証に関する指摘

- 10 1 以上のとおり、原告らの請求は、いずれも理由がないから、棄却されるべきである。
- 2 なお、国賠法6条は、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定しており、相互保証主義を採用している。原告らにおいては、仮に原告らに外国籍の者がいる場合、相互保証
- 15 証の要件充足性に関する主張立証をされたい。

以 上

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
訴状	2025年12月18日付け訴状	答弁書	6	
国連気候変動枠組条約	気候変動に関する国際連合枠組条約	答弁書	7	
GHG	温室効果ガス	答弁書	8	
IPCC	気候変動に関する政府間パネル	答弁書	9	
AR6統合報告書要約	IPCC第6次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約	答弁書	9	
CO2	二酸化炭素	答弁書	10	
1.5℃特別報告書	IPCCの「1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関するIPCC特別報告書」	答弁書	14	
パリ協定	2015年7月に採択されたパリ協定	答弁書	14	
1.5℃目標	パリ協定の目的として定めている「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一、五度高い水準までのものに制限するための努力」を（中略）継続すること」	答弁書	14	
NDC	Nationally Determined Contribution：「国が決定する貢献」と訳されており、各国が設定する温室効果ガス排出削減の目標をいう	答弁書	16	
UNEP	国際連合環境計画	答弁書	18	
COP	国連気候変動枠組条約に係る締約国会議。会議の回数に応じて「COP1」や「COP2」などという。	答弁書	19	
CMA	パリ協定の締結国会合。開催された回数に応じて「CMA1」などという。	答弁書	21	
ICJ	国際司法裁判所	答弁書	21	
本件ICJ勧告的意見	ICJの2025年（令和7年）7月23日付け勧告的意見	答弁書	21	
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律	答弁書	26	
温対計画	地球温暖化対策に関する計画	答弁書	26	
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策に関する計画	答弁書	26	
INDC	2020年（令和2年）以降の温室効果ガス削減に向けた「約束草案」（各国が自主的に決定する貢献）	答弁書	33	
日本のINDC	日本の約束草案	答弁書	33	
AR6WG3要約	IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書政策決定者向け要約	答弁書	35	
自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約	答弁書	45	
社会権規約	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	答弁書	45	
児童の権利条約	児童の権利に関する条約	答弁書	46	
2022年（令和4年）7月の国連総会決議	2022年（令和4年）7月の国連総会決議（A/RES/76/300）	答弁書	48	
2025年NDC	日本が2025年（令和7年）2月18日に決定した「日本のNDC（国が決定する貢献）」	答弁書	51	

2025年温対計画	日本政府が2025年（令和7年）2月18日に決定した「地球温暖化対策計画」	答弁書	51	
国賠法	国家賠償法	答弁書	53	
AR6統合報告書要約	IPCC第6次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約	答弁書	55	
AR6WG1要約	IPCC第6次評価報告書WG1報告書の政策決定者向け要約	答弁書	56	
2020年NDC	日本が2020年（令和2年）3月に提出した「日本のNDC（国が決定する貢献）」	答弁書	61	
2016年温対計画	2016（平成28年）5月13日に閣議決定された地球温暖化対策計画	答弁書	64	
2050年カーボンニュートラル宣言	日本が、2020年（令和2年）10月に、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととした宣言	答弁書	65	
2030年度削減目標	日本が、2021年（令和3年）4月に表明した、2030年（令和12年）度における温室効果ガス排出量の46%削減（2013年〔（平成25年）度〕比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること	答弁書	65	
2021年NDC	日本が、2021年（令和3年）10月22日に決定した「日本のNDC（国が決定する貢献）」	答弁書	65	
2021年温対計画	2021（令和3年）10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画	答弁書	66	
2025年NDC	日本が、2025年（令和7年）2月18日に提出した「日本のNDC（国が決定する貢献）」	答弁書	66	
2025年温対計画等の策定	原告らが主張する、被告がした2025年NDC及び内閣が定めた2025年温対計画の内容を策定する行為	答弁書	68	
原告ら主張の各立法不作為	原告らが主張する、国会議員は、遅くとも、CMA5が終了した2023年（令和5年）12月時点で、1.5℃目標を達成するための実効的な立法措置を執るべき義務を負っていたところ、1.5℃目標を達成するために必要な水準・経路で排出削減を行う中間目標を定めた法律や、CO2を始めとする温室効果ガスの排出についての規制基準が存在しないこと	答弁書	69	
条約法条約	条約法に関するウィーン条約	答弁書	77	

